

新3Kを目指して

ここが知りたい「建設業界の課題」と
「京都府入札契約制度」について

令和5年度 京都府建設業者基礎技術研修



○建設業界を巡る話題

- ・最近の建設交通行政をめぐる情勢
（国土交通白書などから、建設業をとりまく環境などを紹介）
- ・建設業における働き方改革と生産性向上の取組方向
（京都府における働き方改革の取組）

○京都府の入札契約制度の概要

- ・京都府の入札契約制度の概要
（積算単価や総合評価、入札参加資格申請等、近年改正した入札契約制度の概要）
- ・入札制度の一つである総合評価競争入札制度の概要



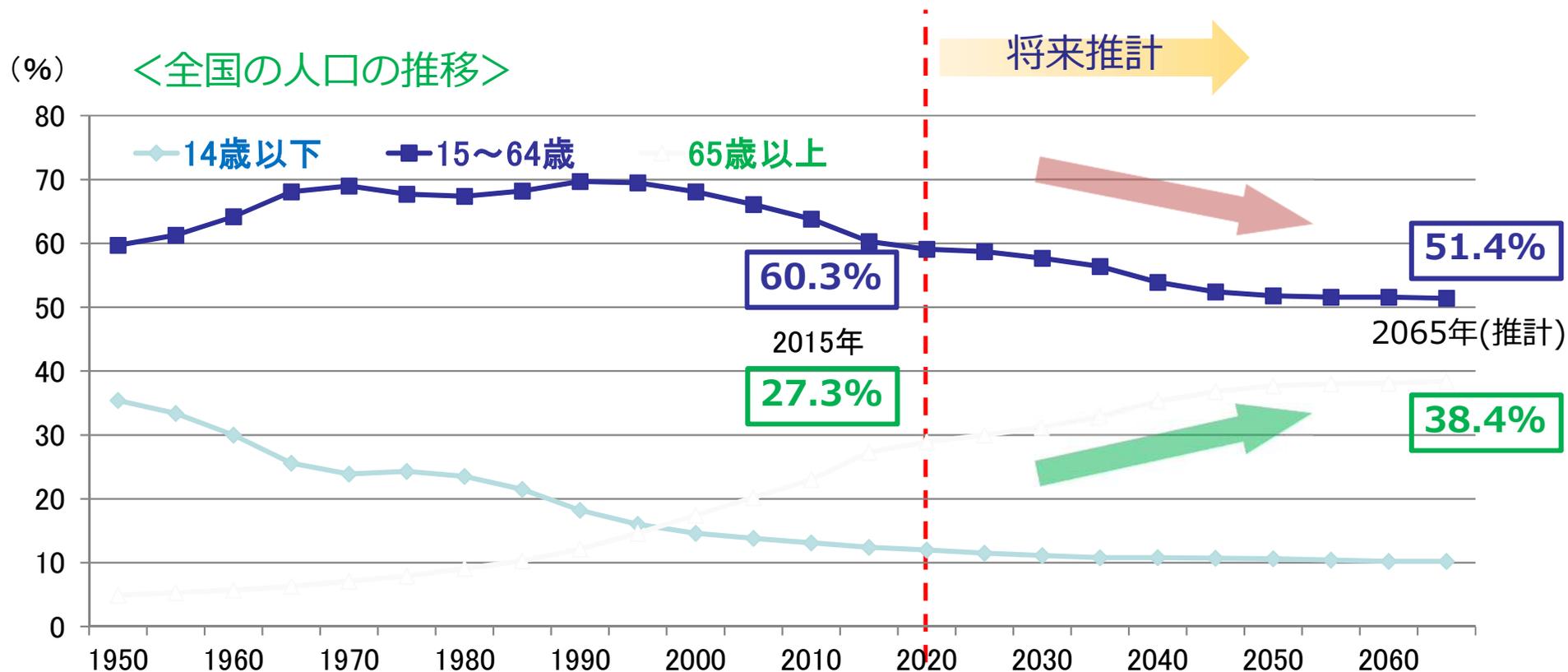
最近の建設交通行政をめぐる情勢

時代の変化と課題（人口減少・少子高齢化）

京都府建設交通部指導検査課

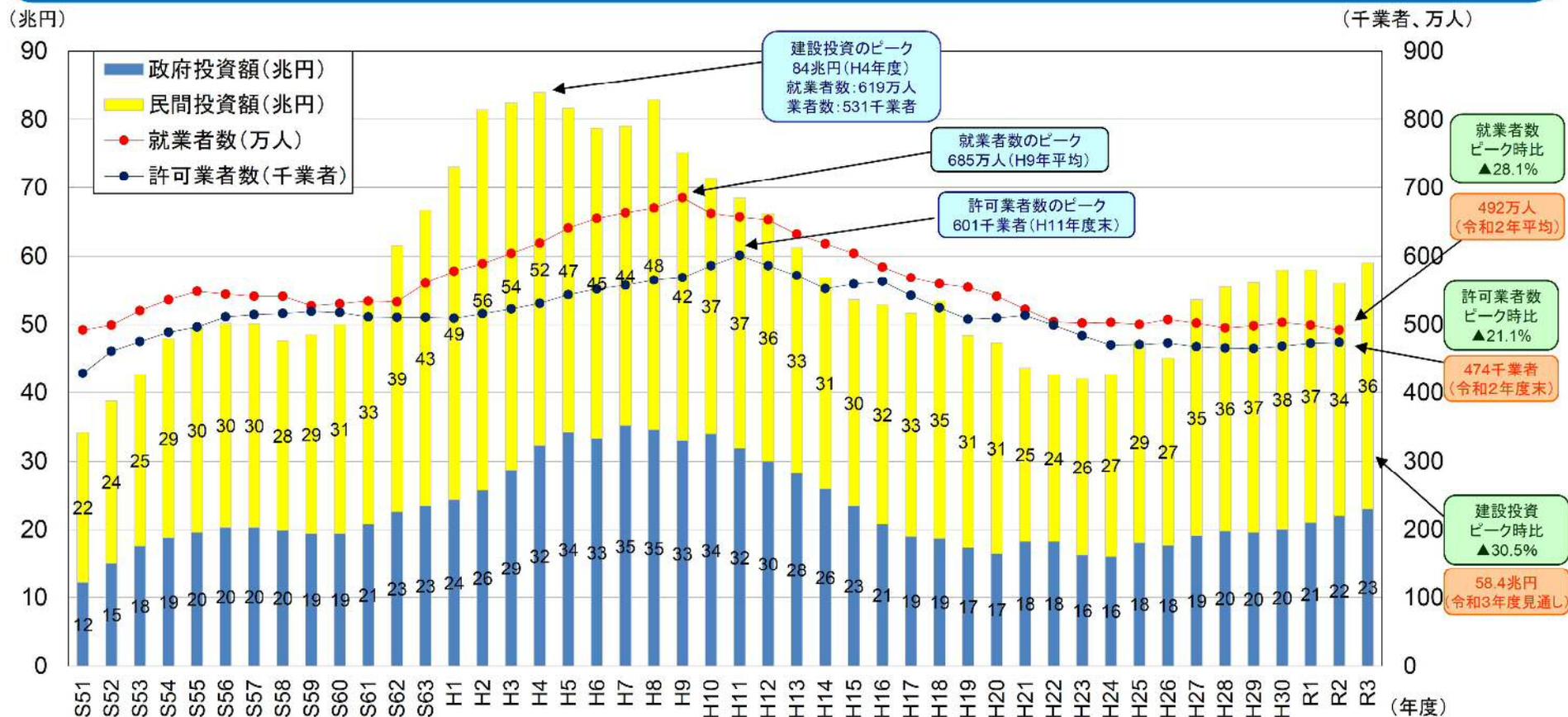


- 2045年の人口は、**2015年を100とした場合に83.7**になると推計〔全国〕（京都府…2015年を100とした場合に**81.9**）
- 15歳～65歳人口（生産年齢人口）の減少と、65歳以上人口の増加により「**支える側と支えられる側のバランス**」が大きく変化



建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成23年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和3年度は約58.4兆円となる見通し（ピーク時から約31%減）。
- 建設業者数（令和2年度末）は約47万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和2年平均）は492万人で、ピーク時（平成9年平均）から約28%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成30年度(2018年度)まで実績、令和元年度(2019年度)・令和2年度(2020年度)は見込み、令和3年度(2021年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

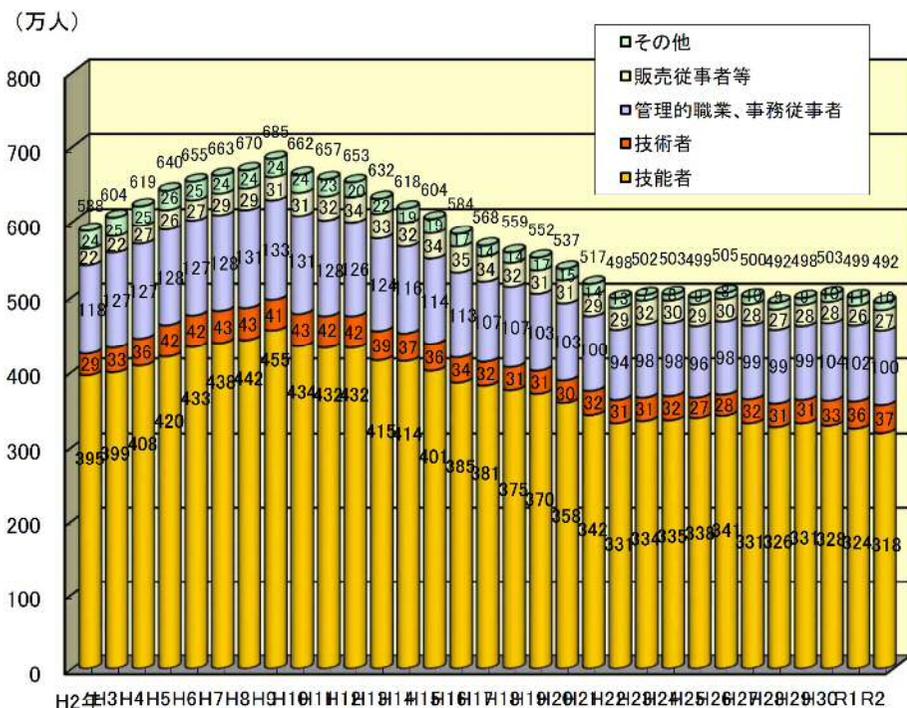
注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

注4 平成27年(2015年)産業連関表の公表に伴い、平成27年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、平成23年以降の投資額を遡及改定している

建設就業者の現状

技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 492万人(R2)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R2)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 318万人(R2)

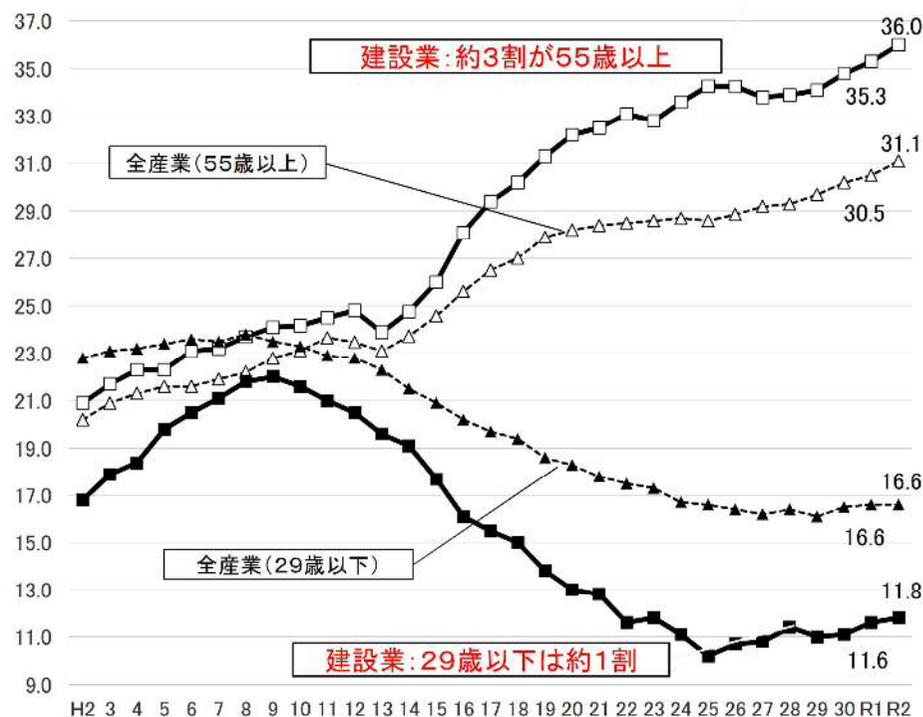


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約36%、29歳以下が約12%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和元年と比較して55歳以上が約1万人増加(29歳以下は増減なし)。



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

建設産業における働き方の現状

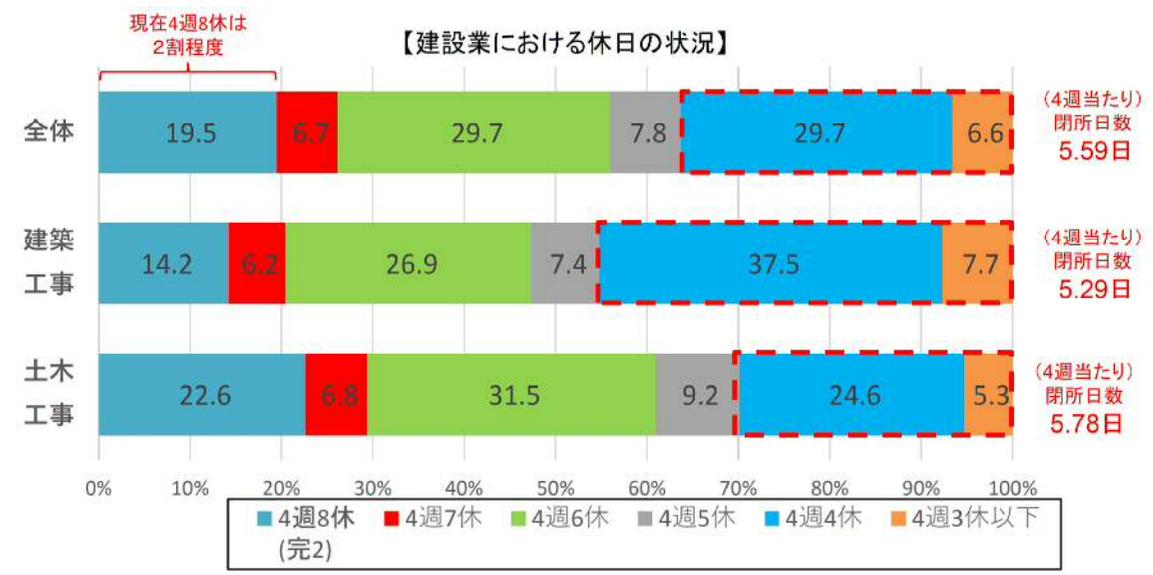


○ 年間の総実労働時間については、全産業と比べて360時間以上(約2割)長い。また、10年程前と比べて、全産業では約186時間減少しているものの、建設業は約80時間減少と減少幅が小さい。

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

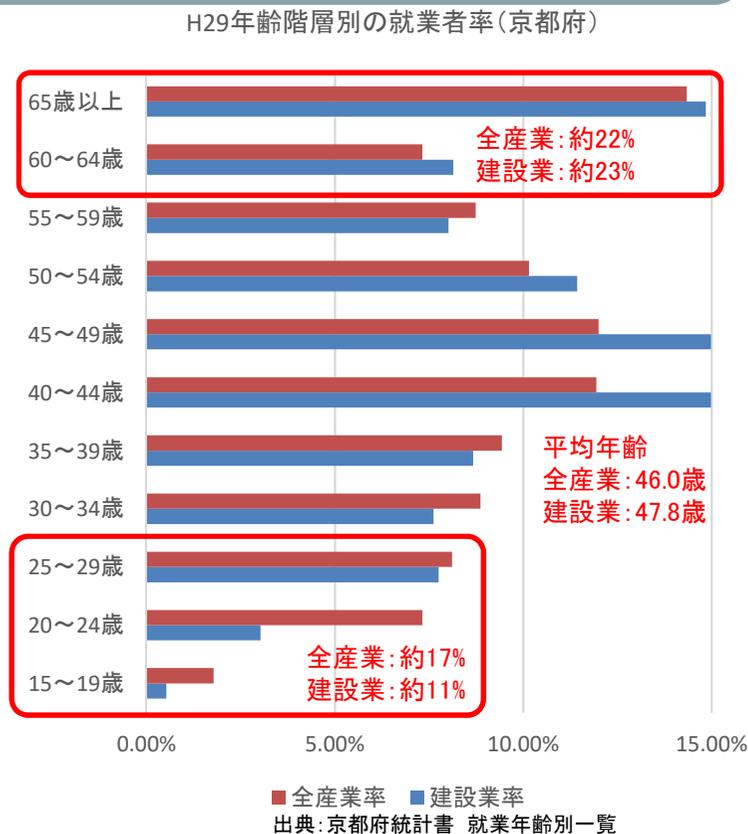
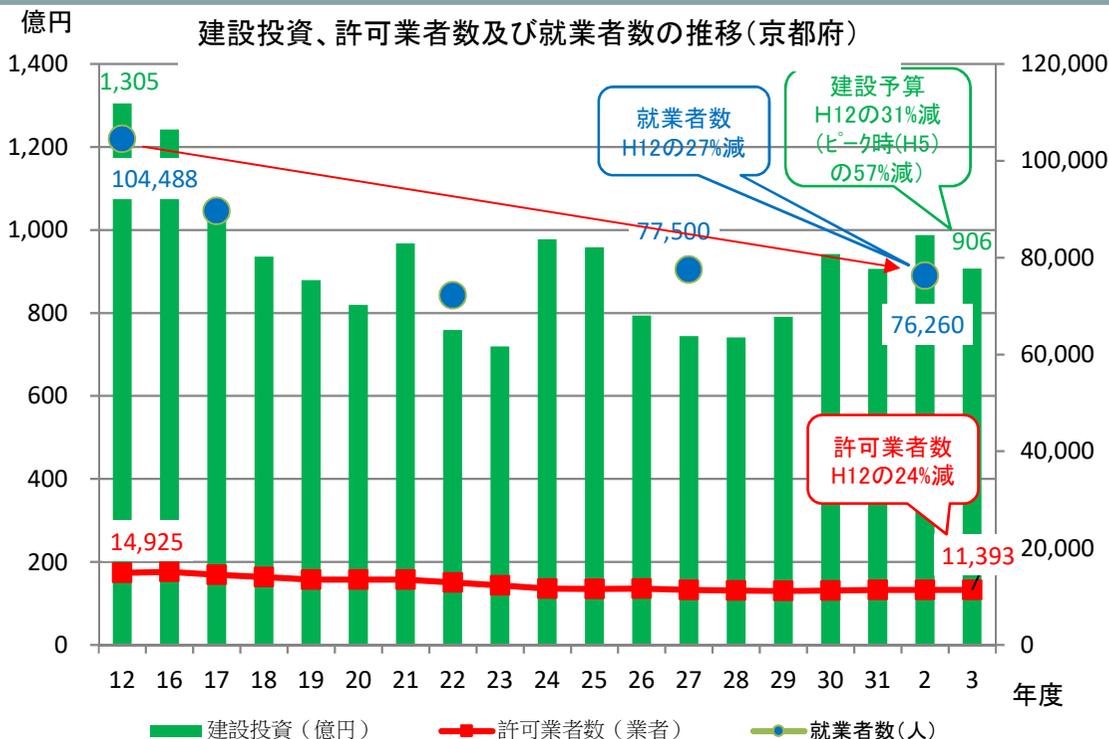
○ 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。

【注】
 ※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
 ※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。
 出典：日建協「2020時短アンケート」を基に作成



京都府の状況：建設業を取り巻く現状と課題

- 建設業者数は、令和3年度で11,393業者で平成12年度から**24%減(全体20%減)**
- 建設業就業者数は、令和2年度で76,260人で平成12年度から**27%減(全体5%減)**
- 平成29年の建設業就業者は60歳以上が約23%(全産業22%)、29歳以下が約11%(全産業17%)と若年層が少なく、次世代の担い手確保や技術承継が課題



建設投資については、建設交通部最終予算額
許可業者数は、建設業許可業者数調査の結果について(国土交通省 土地・建設産業局 建設業課)より
就業者数は、京都府HP「産業(大分類)別、従業上の地位別15歳以上就業者数」より
京都府統計書

京都府内	年度	単位	数量	H13比較増減率(%)
事業所総数	H13	事業所	142,117	
	H28	事業所	113,774	-20%
従業員総数	H13	人	1,201,540	
	H28	人	1,137,370	-5%

出典：産業大分類別事業所数、従業員数

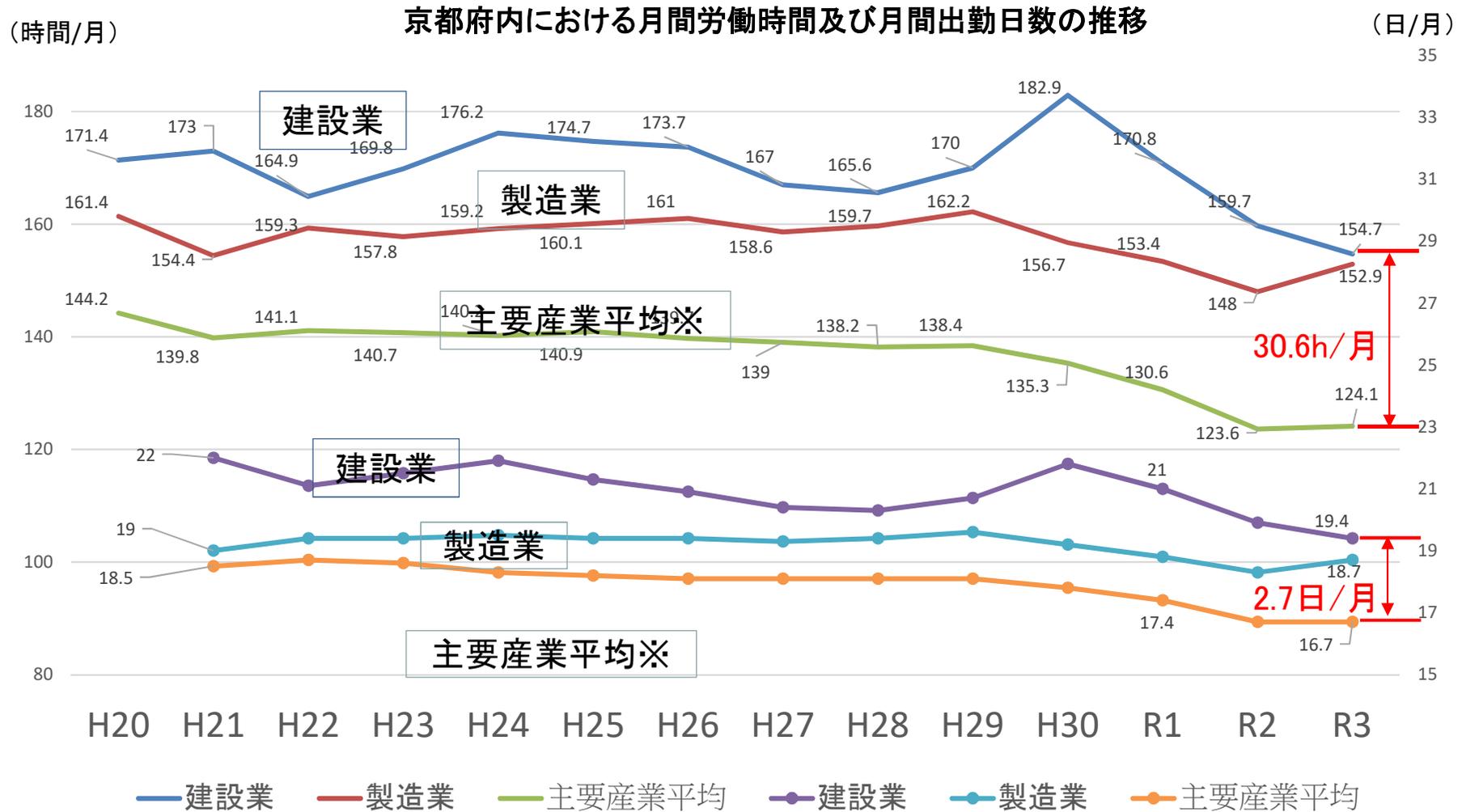
平均年齢推移 (歳)

	H14	H19	H24	H29
建設業	43.0	46.9	46.8	47.8
総数	43.3	44.0	45.1	46.0

出典：京都府統計書 就業年齢別一覧

京都府の状況：建設業を取り巻く現状と課題

○府内建設業の月間労働時間は、主要産業平均※に比べ約30時間長く、2.7日多く出勤している状況にあり、長時間労働の是正とともに生産性の向上が課題



※主要産業

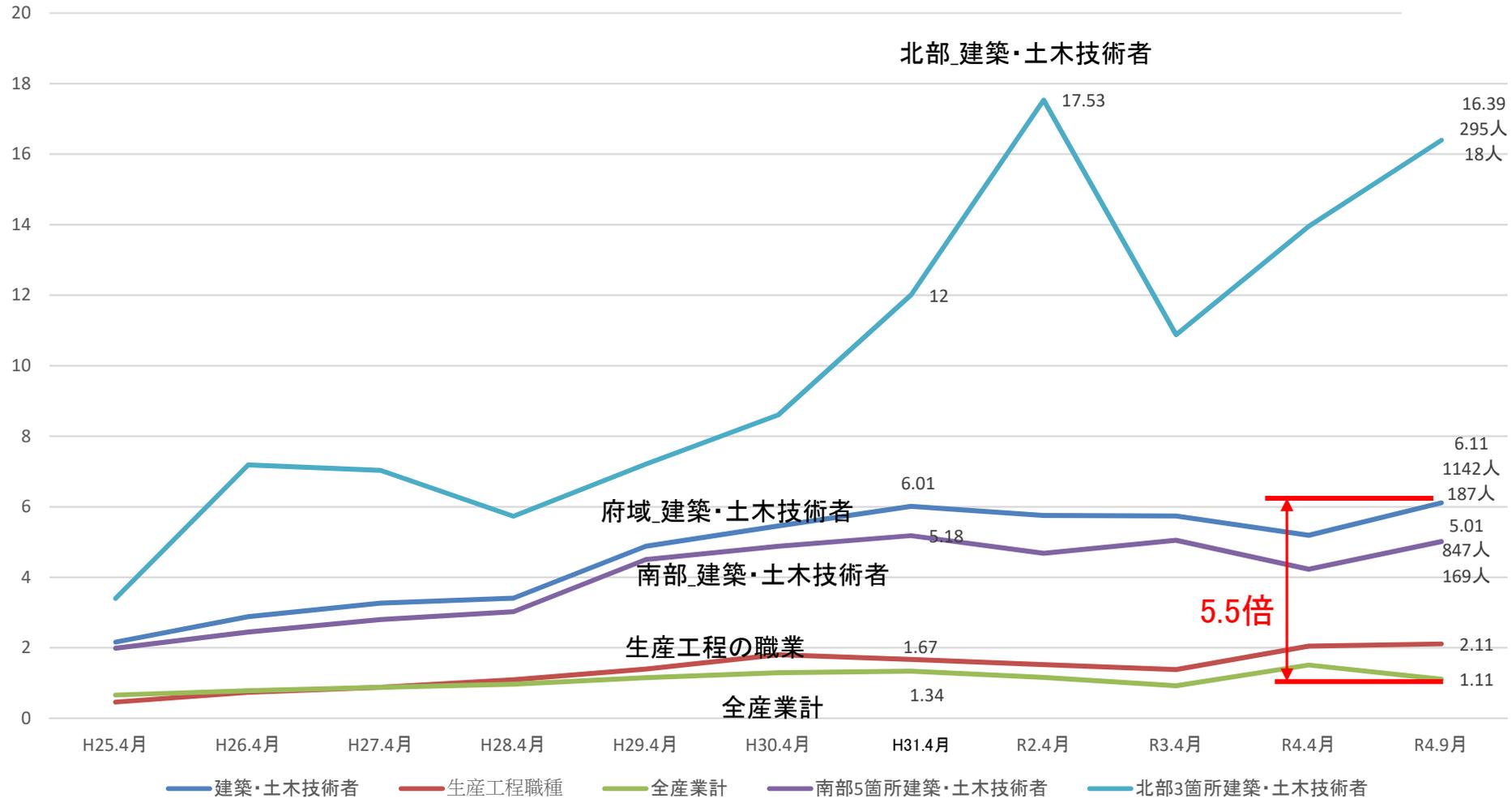
日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」の16大産業

出展：毎月勤労統計調査地方調査結果(京都府企画統計課社会統計担当)

京都府の状況：建設業を取り巻く現状と課題

求人倍率(常用雇用)

求人倍率
求人募集数
求職者数



出典:京都労働局 求人・求職バランスシート&グラフ

○現在の府内建設業求人倍率6.11は全産業計1.11に比べ5.5倍多く、慢性的に求職者が不足
 また、北部16.39は南部5.01に比べ3.3倍多く、特に北部の求職者数が不足
 求職者が不足しており、次世代の担い手不足が懸念



建設業における働き方改革と 生産性向上の取組方向

役割

地域インフラ整備を通じて府民生活の向上や経済の持続的な成長を支える「**担い手**」
災害時に府民生活や経済活動の一日も早い再建に寄与する安心・安全の「**守り手**」

「地域インフラの整備・維持」を支える

○地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施



▲修繕・耐震補強



▲国道メンテナンス



▲橋梁に対する診断

「災害時の応急対応」を支える

○3月11日の震災直後より避難所の緊急耐震診断等を実施するとともに、同日午後6時には道路啓開作業を開始（仙台建設業協会）



作業後



課題

全産業的に生産年齢人口が進む中、今後も次世代の担い手確保が必要
担い手確保を通じた「現場力」の維持が不可欠

若年層や女性の入職を促進・高齢層が働きやすい環境を整備

働き方改革

生産性向上

週休2日制工事の試行について

目的

建設工事従事者の高齢化や若手入職者の減少など、将来の担い手確保のための建設現場における労働環境の改善に向けた取り組み。

内容

- 休日や準備期間等を考慮した**適正な工期の設定**。
- 対象工事は、原則、適正な工期が確保できている全ての工事。
(ただし、下水道工事、営繕工事、通年維持工事や緊急対応工事等は除く)
- 現場の閉所状況（4週8休～4週6休）に応じて、費用計上

京都府の取組

- 週休2日（4週8休以上）の実施により、総合評価競争入札や工事成績評定で加点評価。
- 令和6年4月からの働き方関連法施行により時間外労働の罰則付き上制限が適用
⇒現在の「**受注者希望の実施**」から「**発注者指定の実施**」へ**順次拡大**

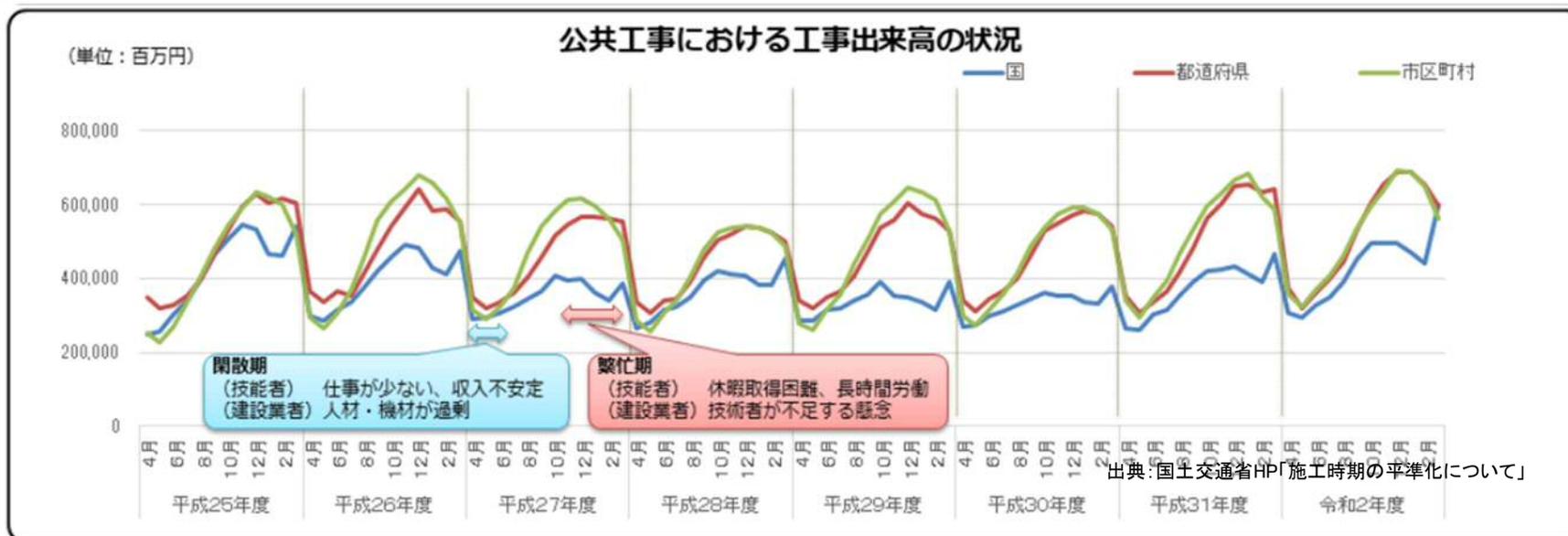
	R1	R2	R3	計
実施件数	9	41	201	251

京都府における働き方改革の取組

施工時期の平準化について

目的

公共工事では、時期により工事の繁閑に大きな差が生じるため、施工時期を平準化することにより、人材や機材の効率的な活用等を促進し、働き方改革を推進するもの。



効果

- 受注者（建設業者）や技能者に期待される効果
 - ・ 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
 - ・ 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用、稼働率の向上による機械保有等の促進
 - ・ 繁忙期が平準化されるため、休暇が取得しやすくなる。

京都府の取組

- 債務負担行為や繰越明許費の確保・活用により、施工時期を平準化

京都府における生産性向上の取組

測量・設計～維持管理まで、ICT技術の全面的な活用について

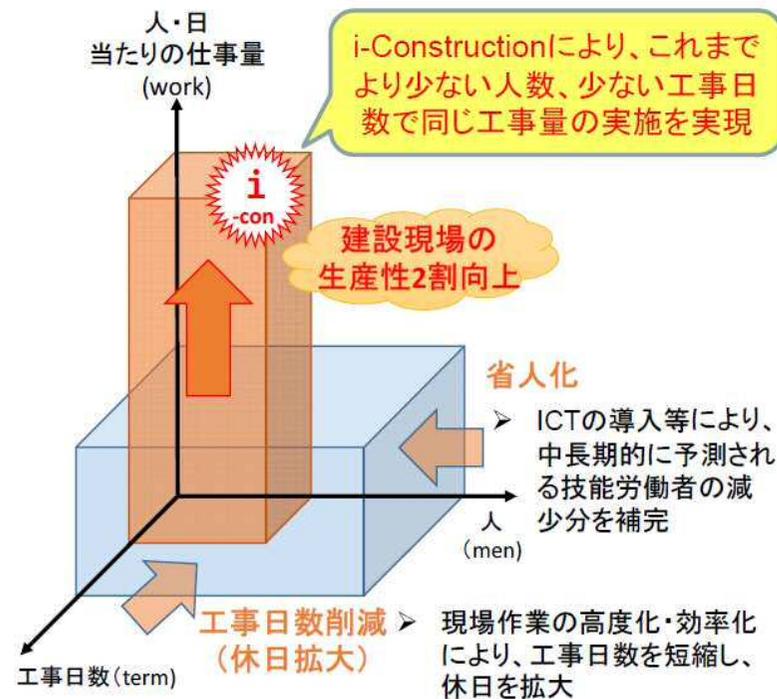
目的

人口減少や高齢化が進む中であっても、建設業の担う役割を果たすため、**建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革**とともに、**生産性向上が必要不可欠**。

調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT技術の活用を推進し、**建設現場の生産性を2割向上**を目指す



【生産性向上イメージ】



出典:国土交通省「首相官邸未来投資会議資料」

ICT活用工事について①

目的

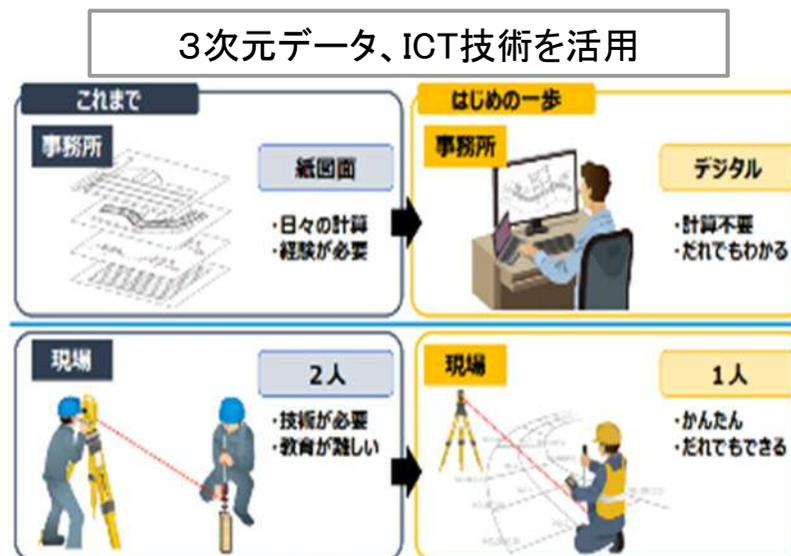
工事現場において、ICT技術を活用することで**効率化と高精度な施工を実現**するもので、建設工事での**生産性向上**を図るもの。

【現状】

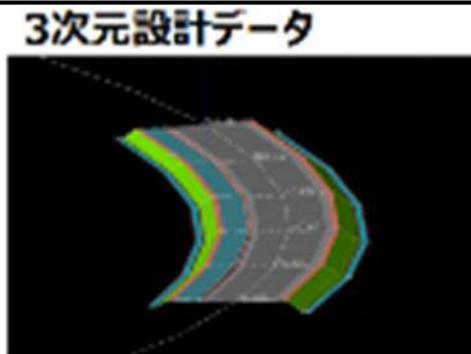
ICT活用工事実施状況		(件)		
	R1	R2	R3	計
実施件数	9	24	40	73

【課題】

- **対象工種の限定**
小規模工事など、**ICT施工に必要な基準類の拡充が必要**
- **ICT技術力**
受発注者双方において、**ICT技術力アップが必要**であり、デジタル人材の確保・育成が課題



3次元測量技術



京都府における生産性向上の取組

ICT講習会・体験会の開催(京都府主催)

目的

地域の建設業者を対象に講習会・現場体験会を開催し、建設現場でICT技術を活用するための知識を習得することで、**ICT技術力の向上**を図るもの。

京都府の取組

＜令和3、4年 建設DX促進事業費＞

令和3年度に講習会・体験会を計5回開催(北部2回、中部1回、南部2回)

令和4年度に講習会・体験会を計12回開催予定(北部4回、中部4回、南部4回)



i-Construction
ホンキの一步
オンラインセミナー
～小規模現場でも生産性向上!～

建設現場における生産性の向上を促す「ホンキの一步体験会」を開催いたします。今年、建設現場においては生産性の向上を目的とした「i-Construction」の導入が進んでおります。令和4年度からは、国土交通省から小規模にて活用工事の実施要領が提供され、ICT活用がますます身近なものになってまいりました。そのための第一歩として、小規模現場でも実践しやすい生産性向上の方法を体験していただきます。ICTの最新動向について興味がある方はぜひご参加ください。

小規模現場においても、生産性向上は可能です!

プログラム	開催日	2022年
12:00~12:30 受付	6/16 (木)	申込締切日 6/9 (木)
12:30~12:45 i-Constructionの紹介		
12:45~13:15 実践体験		
13:15~14:00 昼食		
14:00~14:30 質疑		
14:30~14:50 閉会		
14:50~15:00 送迎		

主催：京都府 建設交流部 情報推進課 共催：CONTACT(建設情報協会)

【北部開催】
6/16講習会43人
6/23, 24体験会41人

【中部開催】
10/11講習会35人
10/21体験会30人

【南部開催】
6/28講習会25人
7/7体験会23人



i-Construction
ホンキの一步 体験会

会場 屋内会場：山城北土木事務所大会議室 (集合場所)
京都府志田町志田駅前1
現場会場：志摩機械(京田辺市)
京都府志田町大字津ノ島11番ガムン建設事務所

開催日時 7/7(木)、7/8(金) 2日間(1日2部制)
2022年
午前の部：09:30~12:00 (※午前の部、午後の部の内容は同じです。)
午後の部：13:30~16:00

建設現場における生産性の向上を促す「ホンキの一步体験会」を開催いたします。今年、建設現場においては生産性の向上を目的とした「i-Construction」の導入が進んでおります。令和4年度からは、国土交通省から小規模にて活用工事の実施要領が提供され、ICT活用がますます身近なものになってまいりました。そのための第一歩として、小規模現場でも実践しやすい生産性向上の方法を体験していただきます。ICTの最新動向について興味がある方はぜひご参加ください。 ※体験会の申込はできません。

小規模現場でも生産性向上!

午前の部	午後の部
09:30~09:45 受付	13:30~13:45 受付
09:45~10:00 i-Constructionの紹介	13:45~14:00 i-Constructionの紹介
10:00~10:45 実践体験①-1(杭ナビ)	14:00~14:45 実践体験①-1(杭ナビ)
10:50~11:05 質疑-休憩	14:50~15:05 質疑-休憩
11:05~11:50 実践してICT活用体験	15:05~15:50 実践してICT活用体験
11:55~12:00 閉会-送迎	15:55~16:00 閉会-送迎

申し込み締切日：6/21(火)
定員：各部20名(先着順)

主催：京都府 建設交流部 情報推進課 共催：CONTACT(建設情報協会)
CPD：体験会に参加された受講者のみ、CPD(2ユニット)授与します。
また、i-Constructionのセミナーも開催予定です。体験会のみ参加はできません。

3D施工データ作成



i-Constructionの解説

「設計データ」の作成体験

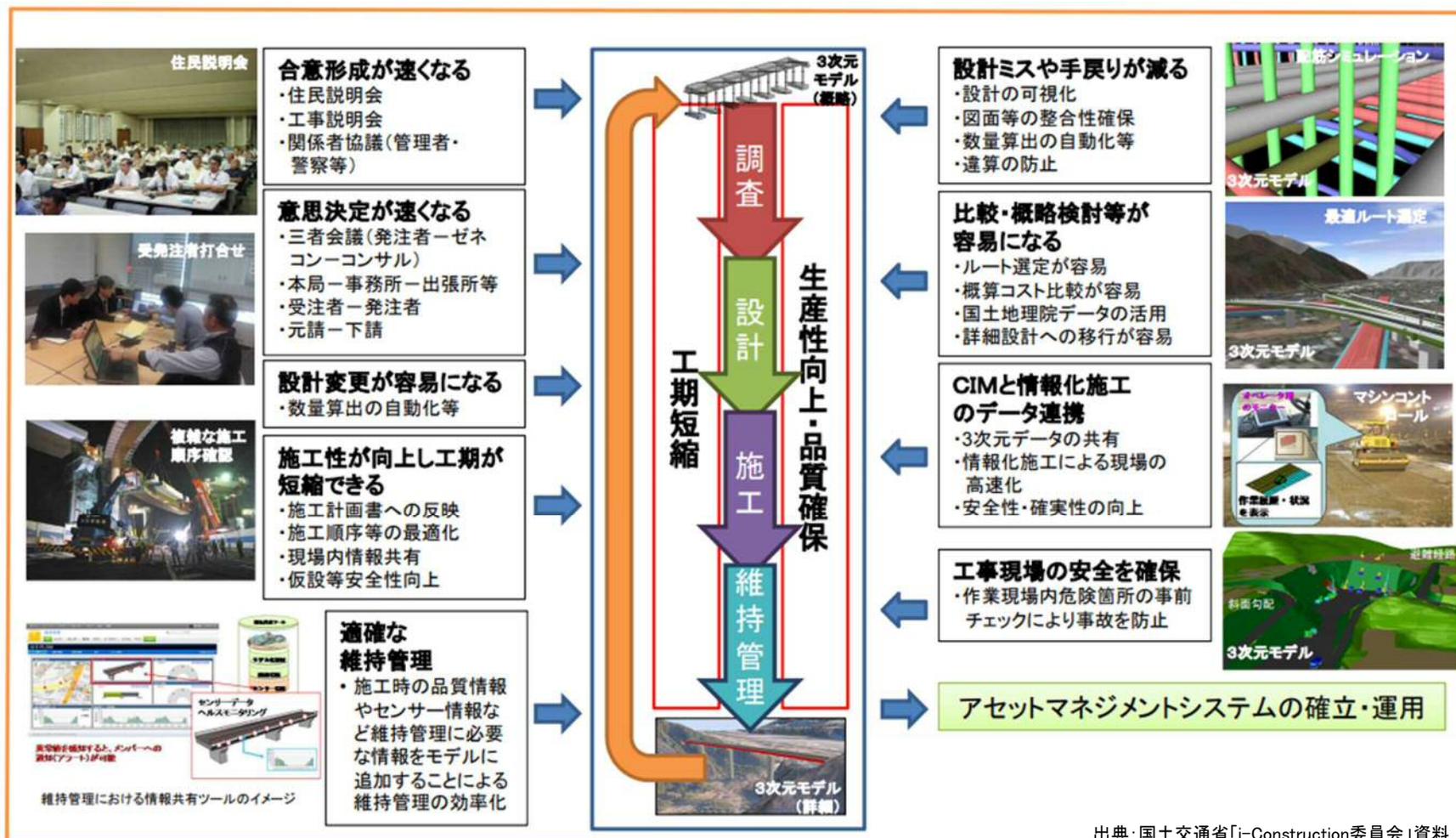


京都府における生産性向上の取組

CIM(Construction Information Modeling)活用について

目的

調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全てのプロセスで3次元モデルを中心に関係者間で情報共有・活用することにより、業務の効率化・高度化を図るもの。



京都府における生産性向上の取組

建設現場における遠隔臨場の試行

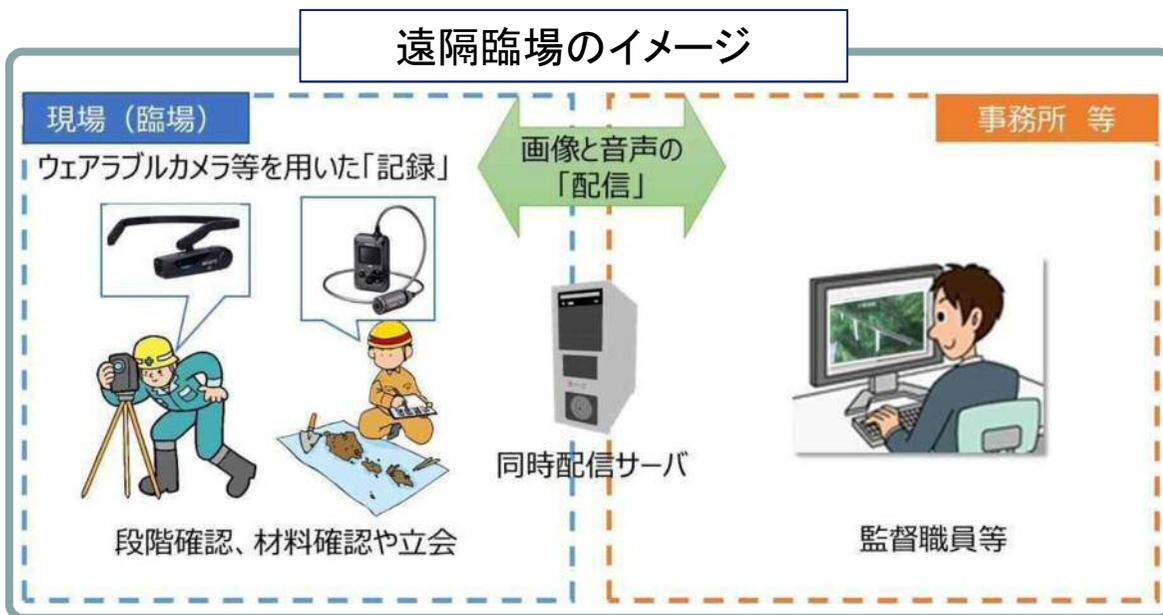
目的

遠隔臨場とはウェアラブルカメラやネットワークカメラを活用し、現場に行かずとも離れた場所から映像と音声の双方向通信を使用して「材料確認」「段階確認」「立会」をWEBで行うことで、時間削減を図るもの。

効果

- 受注者に期待される効果
 - ・ 始業時、正午前後、終業時などの時間帯も段階確認等の立会が可能となり、待ち時間の削減が可能
- 発注者に期待される効果
 - ・ 職場と工事現場との往復時間や往復時の交通事故リスクの削減が可能

遠隔臨場のイメージ



京都府の取組

<令和3, 4年度建設DX促進事業費>

- 遠隔臨場を行った工事については、工事成績評定で加点
- ウェアラブルカメラの無料貸出

京都府における生産性向上の取組

建設現場における電子小黒板の試行について

目的

電子小黒板は、従来現地でチョークにより実測値や撮影箇所などを小黒板に記載していた内容を電子化し、撮影時に移し込んで撮影することで省人数化や省力化を図るもの

効果

- 撮影の際の**補助員不要による省人数化**、小黒板不要のため高所・狭小部撮影における安全性の向上
- 撮影時に入力した管理情報により**工事の写真整理を省力化**し、時間外労働を削減

【従来】



□準備
小黒板への記入

【小黒板電子化の試行】



□撮影



出典：国土交通省資料

受注者

①対象工事で使用する機器(※)を発注者へ提示

※信憑性確認(改ざん検知機能)を有する機器やソフトウェア

②機器(※)を用いて工事写真撮影と小黒板情報の電子的記入

③小黒板情報の電子的記入を行った工事写真、チェックツールによるチェック結果を発注者へ納品

京都府の取組

- 電子小黒板の実施により、**工事成績評定で加点評価**

京都府における生産性向上の取組

工事関係書類の簡素化について

目的

工事書類を必要最小限に簡素化（スリム化）、書類の電子化、情報共有システム（ASP）の活用により、工事の円滑な施工を図るとともに受発注者間双方の働き方改革を図るもの

内容

- 情報共有システム（ASP）とは、インターネットを利用して、受発注者間で工事施工中の情報を共有し、相互利活用できるシステム

効果

- 従前、発注者間で行っていた手交による工事書類が、ASPの活用により、**どこからでも情報共有が可能**となり、**移動時間や待ち時間が削減**
- 受発注者ともに工事書類の決裁が画面上で行えることから、事務が効率化

京都府の取組

- 「提出」と「提示」する書類の明確化
- ①工事完成書類の提出を削減、②一部「提出」から「提示」へ変更、③簡素化の取組を周知徹底
- 「情報共有システム(ASP)」の活用
- 土木工事書類簡素化ガイドラインの作成、周知(R4. 4)
- 引続き書類の簡素化に取り組む。

京都府における生産性向上の取組

産学官連携による京都府建設DX推進プラットフォームの設置

目的

- ICT及びCIM活用の普及促進には関係業者に技術開発やアドバイスを行える仕組みが必要
- ICT及びCIM活用に関する先進的取組の情報共有、普及促進、課題への対応検討などを産学官の体制により推進するもの

企業のデジタル人材を育成、デジタルデータの活用により生産性を向上



京都府の取組

＜令和4年度6月補正 建設業生産性向上プロジェクト事業費＞

- 産学官による推進会議の開催（年3回程度）
- 受発注者等の求めに応じ、実践的なアドバイスを行うとともに、新たな技術の現場導入を目指した活動の実施
- 技術習得のための講習会・体験会等の立案

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）

公共工事品確法・建設業法・入札契約適正化法が一体的に改正（令和元年6月）

→建設業の働き方改革・生産性向上を推進

品確法の改正 <議員立法>（令和元年6月14日公布・施行）

- **公共発注者の責務**
 - ・ 適正な工期設定（休日等を考慮）
 - ・ 施工時期の平準化
（債務負担行為、繰越明許費の活用等）

働き方改革の推進

- **工期の適正化**
 - ・ 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
- **現場の処遇改善**
 - ・ 社会保険の加入を許可要件化
 - ・ 建設キャリアアップシステムの普及

- **受発注者の責務**
 - ・ ICT活用等による生産性向上

生産性向上への取組

- **技術者に関する規制の合理化**
 - ・ 監理技術者、主任技術者の配置規制を合理化

- **公共発注者の責務**
 - ・ 災害時に随意契約等の適切な選択
 - ・ 建設業者団体との災害協定の締結

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

- **建設業者団体の責務**
 - ・ 地方公共団体等との連携
- **持続可能な事業環境の確保**
 - ・ 経管に関する規制を合理化
 - ・ 建設業許可の承継規定を整備

建設業法・入契法の改正 <政府提出法案>（令和元年6月12日公布）

目的

京都府は、公契約の発注者としての立場から、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスのとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に応えていくため、公契約の基本理念と発注者として主体的に取り組む具体的な内容を示すもの

京都府の取組

公正な競争の下で公共調達を行い、地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、次の事項を公契約の基本とする。（令和2年7月改正）

（基本方針）

- 公正な競争並びに品質及び価格の適正の確保
- 入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスの確保
- 談合その他の不正行為の排除
- 地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮
- 災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保
- 公契約からの暴力団排除の徹底
- 建設工事の技術力、施工能力を有しない不良不適格業者の排除
- 事業活動における社会貢献の促進

（取組内容）

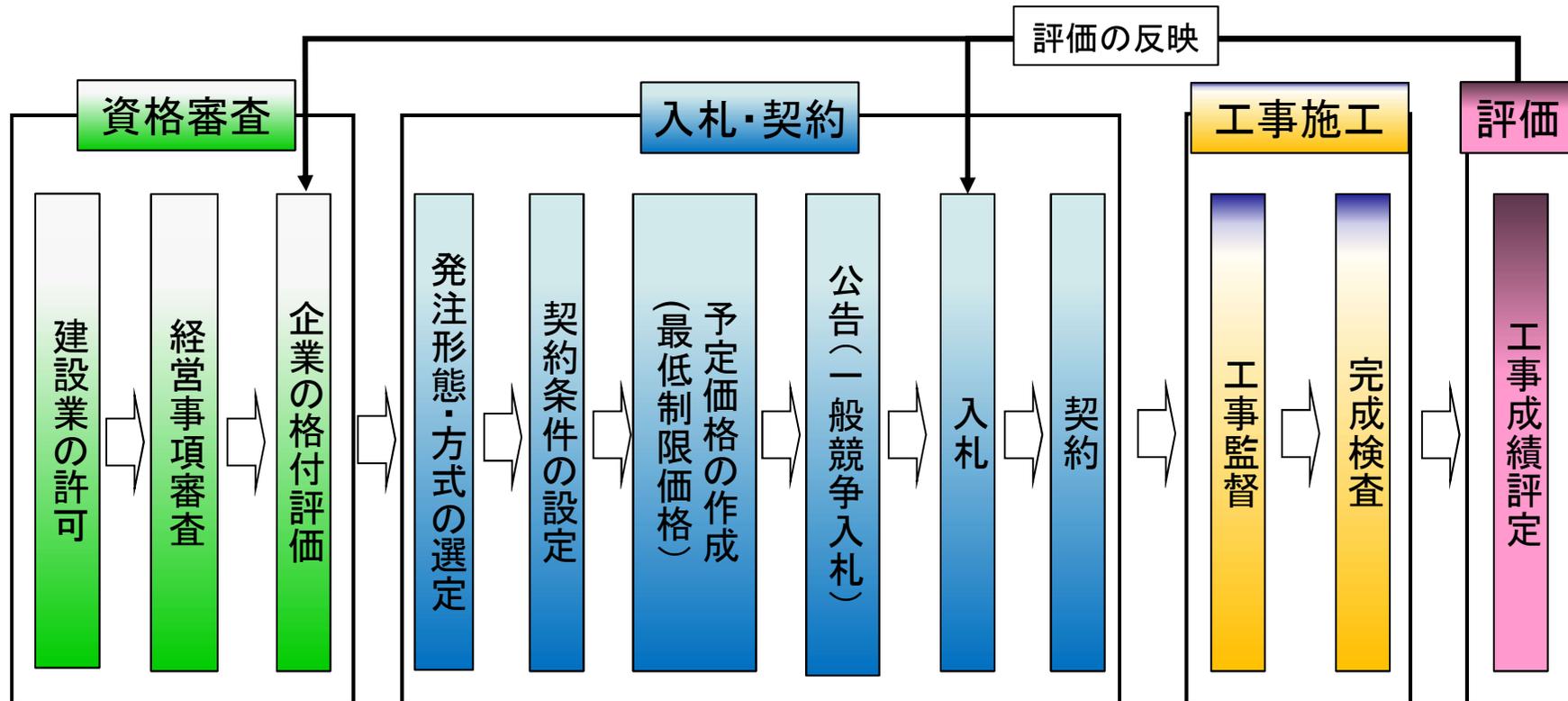
- 工事に従事する者の休日や必要な準備期間等を考慮した適正な工期等を設定
- 翌年度にわたる工期の設定など必要な取組により施工時期を平準化
- 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業を評価・育成
- 情報通信技術の活用等により生産性を向上 など



京都府の入札契約制度の概要

入札契約事務の流れ

京都府建設交通部指導検査課



公共工事設計労務単価等の改定

京都府建設交通部指導検査課



概要

◎技能労働者の不足等に伴う労働市場の適正価格を適切・迅速に反映するため、適時に単価の見直しを実施

平成25年4月公共工事設計労務単価改定

- 全産業平均を約25%下回る建設業の給与水準を引き上げ、ひっ迫している技能労働者の需給を改善
- 社会保険料の労働者負担分相当額の計上により、技能労働者の社会保険等への加入徹底を図る

令和5年3月公共工事設計労務単価改定

- 昨今の技能労働者等の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成26年から10年連続で、例年4月の改定を前倒しして実施

公共工事設計労務単価等の改定

京都府建設交通部指導検査課



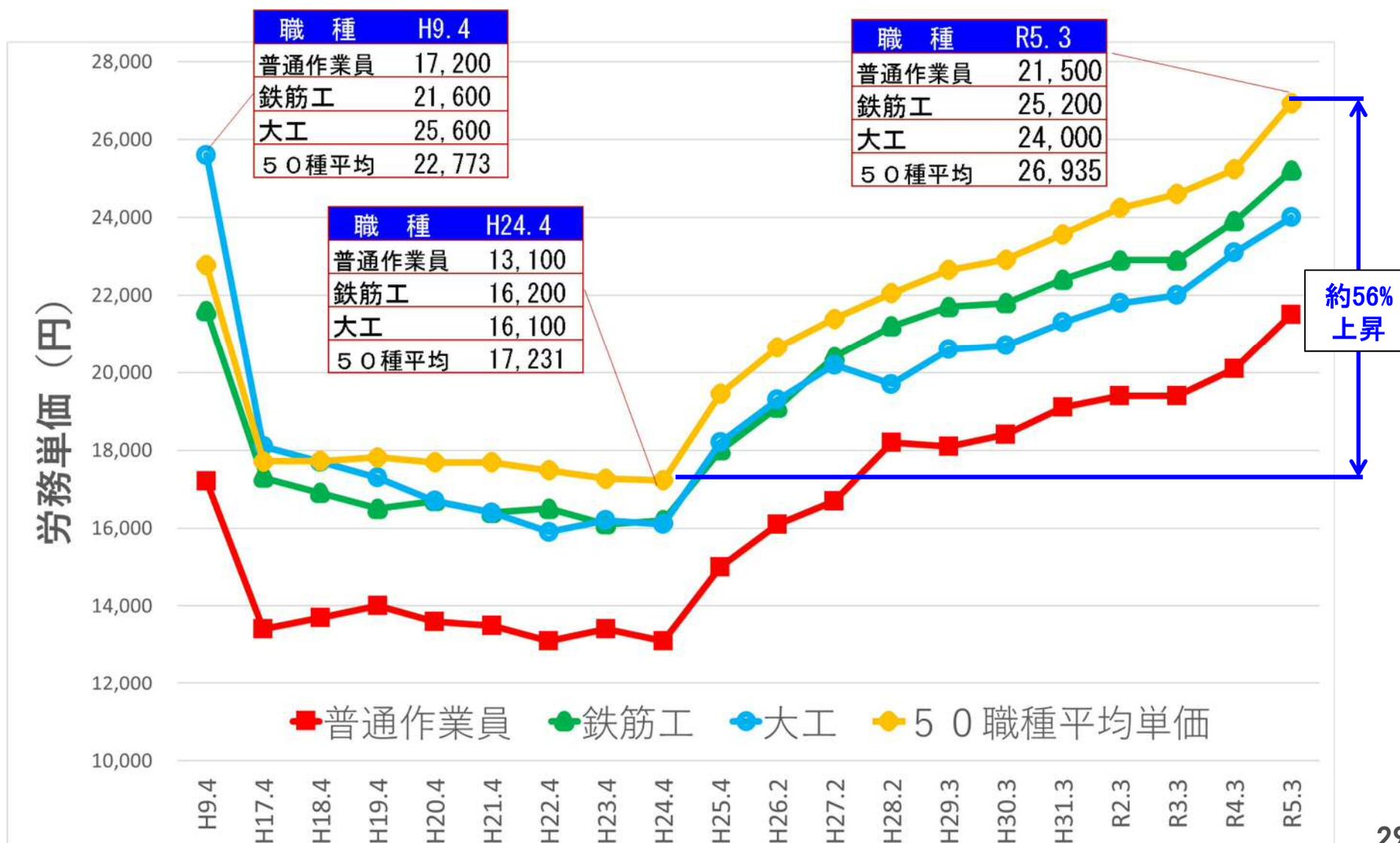
平成24年4月以降の推移

職種	H24.4単価	R4.3単価	R5.3単価	H24.4からの 上昇率
特殊作業員	16,200円	21,100円	22,900円	41.4%
普通作業員	13,100円	20,100円	21,500円	64.1%
軽作業員	10,200円	13,300円	14,200円	39.2%
とび工	17,000円	23,500円	25,000円	47.1%
鉄筋工	16,200円	23,900円	25,200円	55.6%
特殊運転手	15,900円	21,200円	22,300円	40.3%
一般運転手	14,000円	18,700円	20,300円	45.0%
型わく工	16,500円	24,500円	26,300円	59.4%
大工	16,100円	23,100円	24,000円	49.1%
左官	15,400円	23,600円	25,400円	64.9%
交通誘導警備員A	8,400円	14,000円	15,300円	82.1%

・京都府の平均上昇率は6.7%(全国平均5.2%) 28

公共工事設計労務単価等の改定

京都府建設交通部指導検査課



低入札価格調査基準価格等について



京都府建設交通部指導検査課

低入札価格調査基準価格

新		令和4年4月改正		
直接工事費	×	0.97	} 合計 ×(1+ 消費税率)	
共通仮設費	×	0.90		
現場管理費	×	0.90		
一般管理費等	×	0.68		
設定範囲	予定価格の 7.5/10 ~ 9.2/10			

※予定価格1億円以上の工事
及び全ての総合評価競争入札
工事

最低制限価格(参考値)

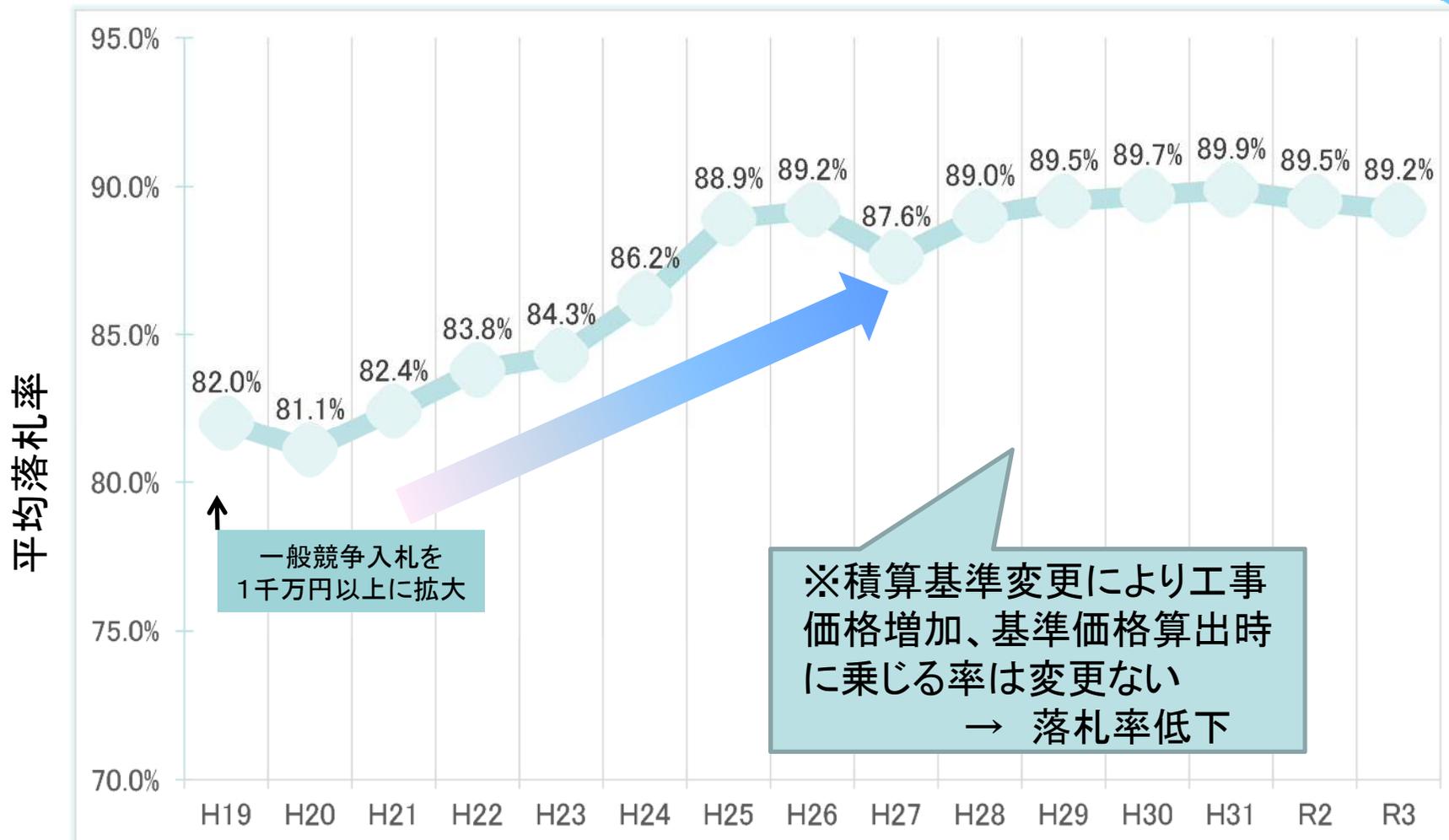
新		令和4年4月改正		
直接工事費	×	0.97		} 合計 ×(1+ 消費税率)
共通仮設費	×	0.90		
現場管理費	×	0.90	× α	
一般管理費等	×	0.68		
設定範囲	予定価格の 7.5/10 ~ 9.2/10			

※予定価格1億円未満の工事
(総合評価競争入札は除く)

※当面「 $\alpha=1.0$ 」として運用

平均落札率の推移

京都府建設交通部指導検査課



京都府発注建設工事の平均落札率の推移

親子会社等の同一入札への参加制限

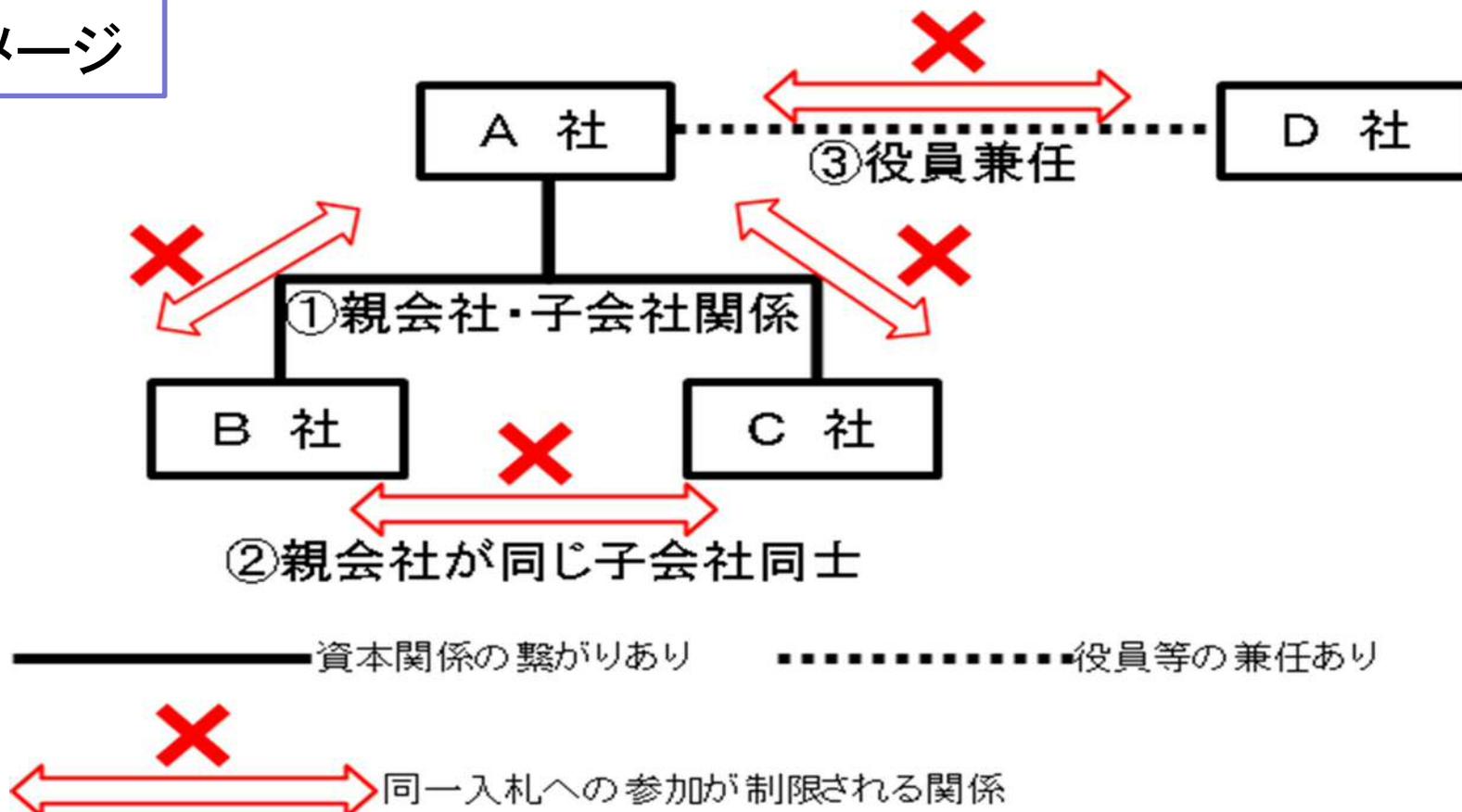
京都府建設交通部指導検査課



概要 (平成27年4月1日～適用)

◎入札の公平性・公正性の向上に資するため、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加を制限

イメージ



親子会社等の同一入札への参加制限

京都府建設交通部指導検査課



入札公告

(●) 業態調書(別記様式4)

次のアからオまでのいずれかに該当する者がある場合、その者を別記様式4に記載すること。なお、該当する者がいない場合、別記様式4の提出は不要とする。

ア 親会社等(会社法第2条第4号の規定による親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(会社法第2条第3号の規定による子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある者

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者

ウ 一方の会社等の役員(個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

オ その他アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

親子会社等の同一入札への参加制限

京都府建設交通部指導検査課



業態調書

(第14号様式)
別記様式4

業 態 調 書

令和 年 月 日

別記様式4

京都府 土木事務所長 様

(申請者)
商号又は名称
代表者氏名

㊞

親子会社等がありますので、以下のとおり提出します。

1 資本関係に関する事項

(1) 会社法第2条第4号の2の親会社等

商号又は名称	建設業の許可番号
	—
	—
	—

(2) 会社法第2条第3号の2の子会社等

商号又は名称	建設業の許可番号
	—
	—
	—

(3) 会社法第2条第4号の2の親会社等を同一とする子会社等の関係を有する会社

商号又は名称	建設業の許可番号
	—
	—
	—

2 役員等の兼任に関する事項

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	建設業の許可番号	役職
			—	
			—	
			—	

建設工事と技術者の配置について

京都府建設交通部指導検査課



技術者の配置について

建設工事と技術者の配置について

建設工事の工事現場に配置すべき技術者や一般競争入札における配置予定技術者に関する京都府の考え方を掲載しています。(平成28年12月27日改正)

- [建設工事と技術者の配置について\(PDF:230KB\)](#)
- [技術者等の兼任条件について\(PDF:221KB\)](#)
- [監理技術者制度運用マニュアル\(国土交通省ホームページ\)\(外部リンク\)](#)

契約中の工事における技術者の変更について

平成28年6月1日付改正建設業法施行令の施行による技術者配置に係る金額要件の変更に伴い、契約中の工事における現配置技術者の変更が認められる場合の考え方を掲載しています。(平成28年6月1日適用)

- [契約中の工事における技術者の変更について\(PDF:105KB\)](#)

フレックス工期による技術者等配置の緩和について

技術者不足や資機材入手困難等により入札参加者数の減少が懸念される工事、工事着手時期に制限を受ける工事等において、競争性が低下するおそれがあること等から、フレックス工期を試行的に導入し、受注者の入札参加を促し公正な競争性を確保します。(平成26年2月1日適用、平成31年2月7日改正)

- [フレックス工期による契約方式の試行に係る事務取扱要領\(PDF:50KB\)](#)(平成31年2月7日改正)
- [技術者等配置の緩和について\(フレックス工期\)\(PDF:164KB\)](#)(平成26年7月1日図面更新)
- [フレックス工期概要図\(国制度との比較\)\(PDF:51KB\)](#)(平成28年2月4日追加)

技術者の配置要件

京都府建設交通部指導検査課



○**監理技術者**の配置が必要となる**下請契約金額**

建築一式工事以外	4,500万円
建築一式工事	7,000万円

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額4,500万円(7,000万円)以上となる場合は、主任技術者に代え監理技術者を配置しなければならない

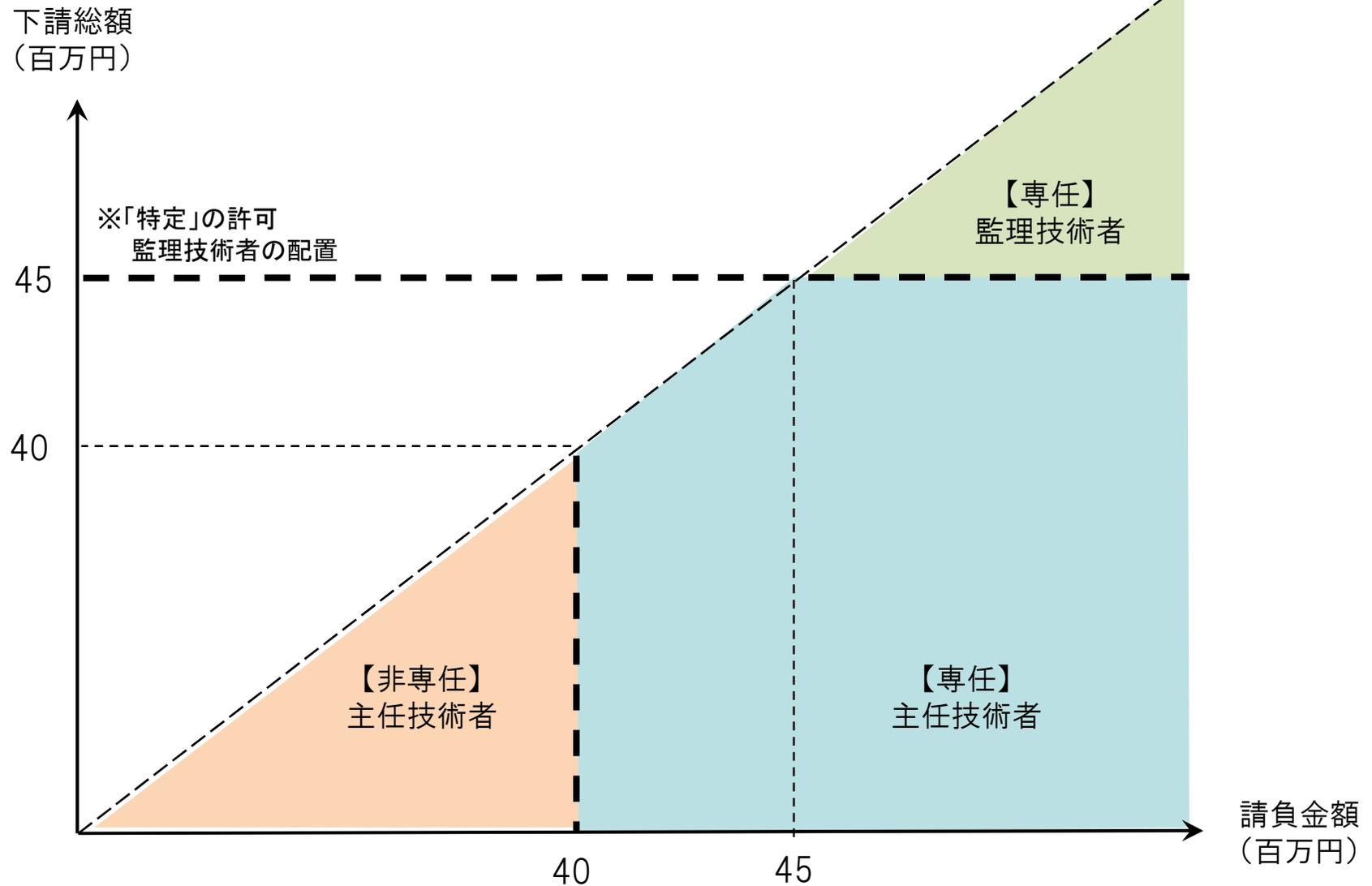
○**専任**の現場配置技術者を必要とする**請負代金額**

建築一式工事以外	4,000万円
建築一式工事	8,000万円

※建設業法施行令の一部を改正する政令(令和5年1月1日施行)

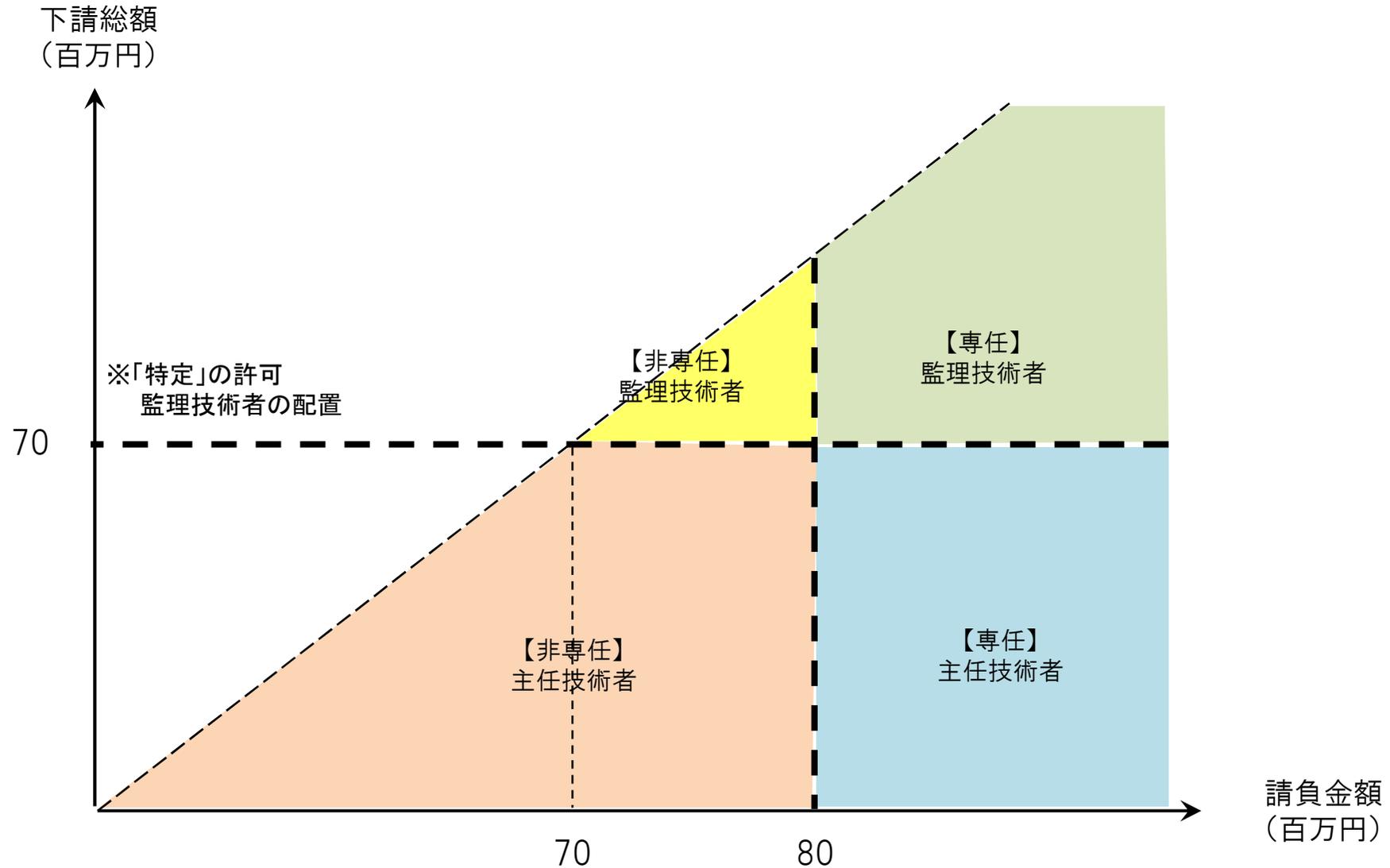
技術者の配置要件(建築一式工事以外)

京都府建設交通部指導検査課



技術者の配置要件(建築一式工事)

京都府建設交通部指導検査課



技術者等の兼任条件について

京都府建設交通部指導検査課



主任技術者が複数工事を兼任できる主な条件

兼任する工 事の技術 要件	全て非専任 工事の場合	条件なしで兼任可。
	専任工事を 含む場合	近接関連工事(※) であり、かつ 2件程度 まで。

詳細条件は本文「建設工事と技術者の配置について」による

現場代理人が複数工事を兼任できる主な条件

件数	2件 まで。	
発注者	京都府又は国、地方公共団体等の発注工事に限る。 (京都府以外の発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。)	
現場代理人	兼任するいずれかの現場に駐在 すること。	
連絡員	兼任する府の工事現場に 現場代理人又は連絡員が駐在 すること。 (連絡員は、元請業者の社員の他一次下請負業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請負業者の社員等は連絡員にはなれません。)	
兼任する工 事の技術 要件	全て非専任 工事の場合	同一土木事務所管内 であり、かつ 当初請負金額の合計が4,000万円 (建築一式工事は8,000万円) 未満の工事 であること。
	専任工事を 含む場合	近接関連工事(※) であること。

(※) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の**相互の間隔が10km程度**の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事 39

技術者専任工事の入札参加制限緩和

京都府建設交通部指導検査課



概要

◎技術者不足を踏まえ、同一の配置予定技術者で複数の工事の入札に参加申請でき、入札書提出までは、どの時点でも入札を辞退できるよう、入札参加制限を緩和

適用日

平成25年11月1日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用

技術者専任工事の入札参加制限緩和

京都府建設交通部指導検査課



内容

- ◎同一1名の配置予定技術者で複数の工事の入札に参加申請でき、入札書提出期限までは、どの時点でも入札を辞退できるよう、入札の参加制限を緩和
- ◎配置予定技術者調書に記載された技術者のうち、現場代理人等通知書により通知された1名の監理技術者等についてのみ、落札決定後、契約前に資格確認するものとします。
- ◎技術者の資格確認と同様に、現場代理人等通知書により通知された1名の監理技術者等についてのみ、契約時点において専任可能かどうかをCORINS等により確認することを原則とし、CORINSで専任の確認ができない場合は、入札参加資格確認申請時に提出された工事完成届の写し等により確認するものとします。

技術者専任工事の入札参加制限緩和

京都府建設交通部指導検査課



留意事項

- ◎入札書提出まではどの時点でも入札を辞退可能
- ◎入札書提出後は、従来どおり、入札辞退は不可
 - 入札公告に示す入札書提出日から落札決定日までの期間が重複する複数の工事に重複申請する場合、入札書を提出する工事以外の工事については、必ず入札書提出期限までに、電子入札システムにより、入札の辞退が必要
- ◎誤って複数の工事を同一1名の配置予定技術者で落札
 - 契約の締結不可能(配置技術者の変更不可)
- ◎落札決定後、契約前に現場代理人等通知書を提出
 - 配置技術者の資格等を十分確認を。

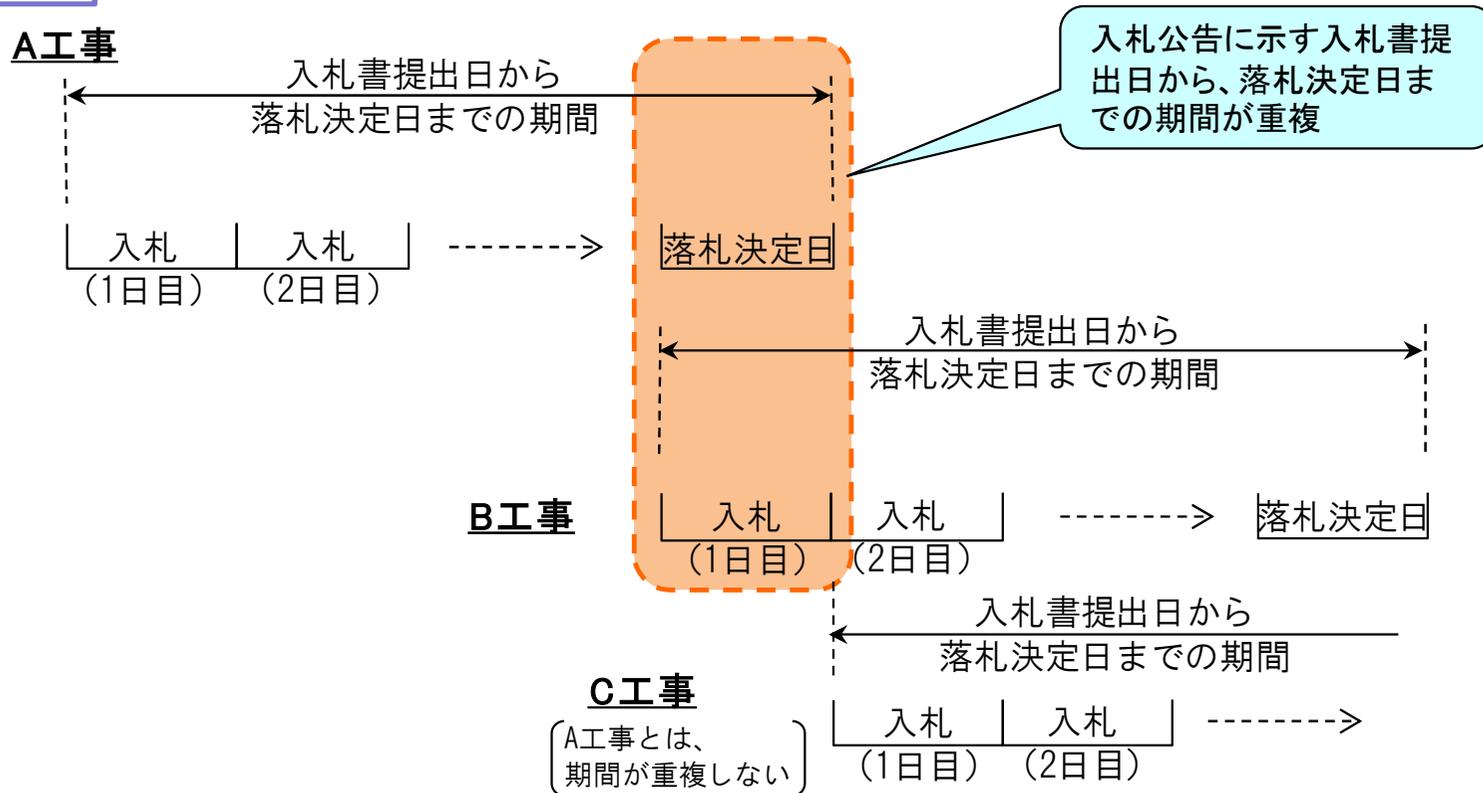
配置技術者の他工事との重複等が判明した場合、契約を締結せず、違約金の徴収や指名停止等の措置

技術者専任工事の入札参加制限緩和

京都府建設交通部指導検査課



概要図



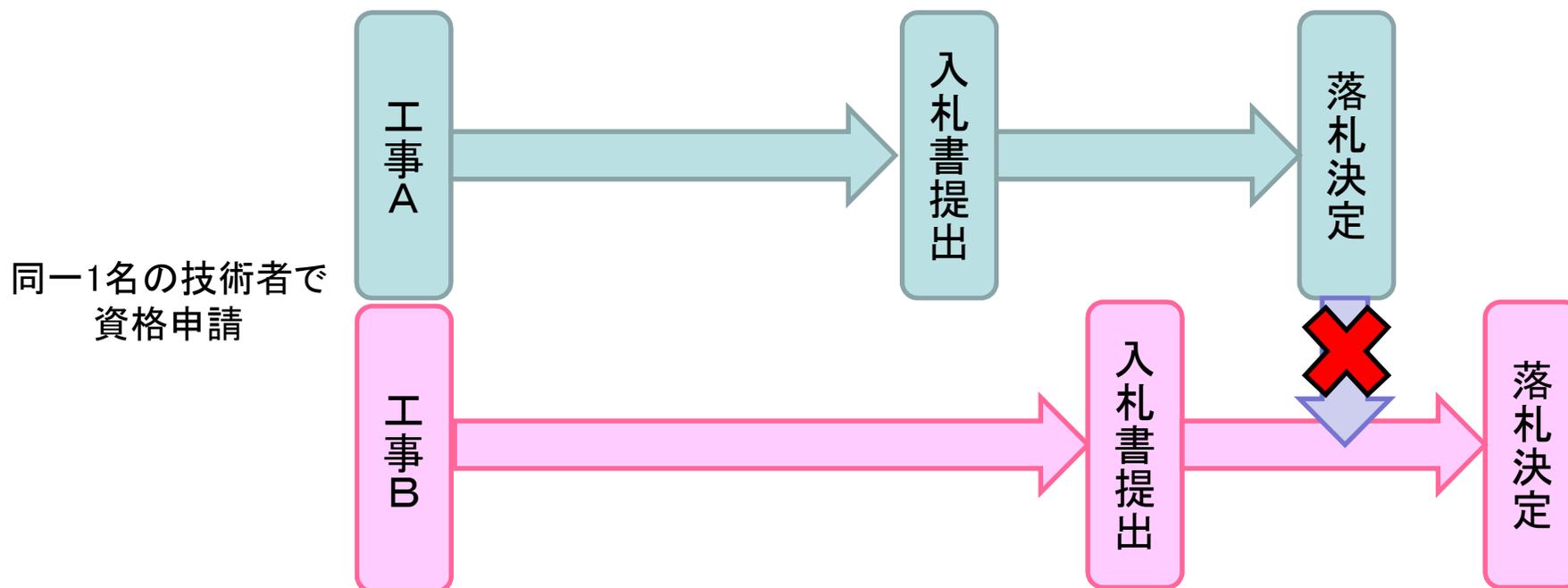
- 従来どおり、A工事、B工事、C工事の3件に入札参加資格申請できます。
- A工事に入札書を提出する場合、
 - ・B工事に入札書を提出できません。B工事は、B工事の入札書提出期限までに辞退届の提出が必要です。
 - ・A工事を落札しなかった場合は、C工事に入札書を提出できます。
 - ・A工事を落札した場合、C工事は、C工事の入札書提出期限までに、辞退届の提出が必要です。

技術者専任工事の入札参加制限緩和

京都府建設交通部指導検査課



特に注意が必要なケース



工事Aを落札したので工事Bを辞退したい

→ 工事Bが辞退できない期間に入っているので、辞退不可

工事Bで入札書を提出する行為自体が不適切な入札であり、指名停止等のペナルティーの対象となる。

フレックス工期による契約方式を試行する建設工事の改正

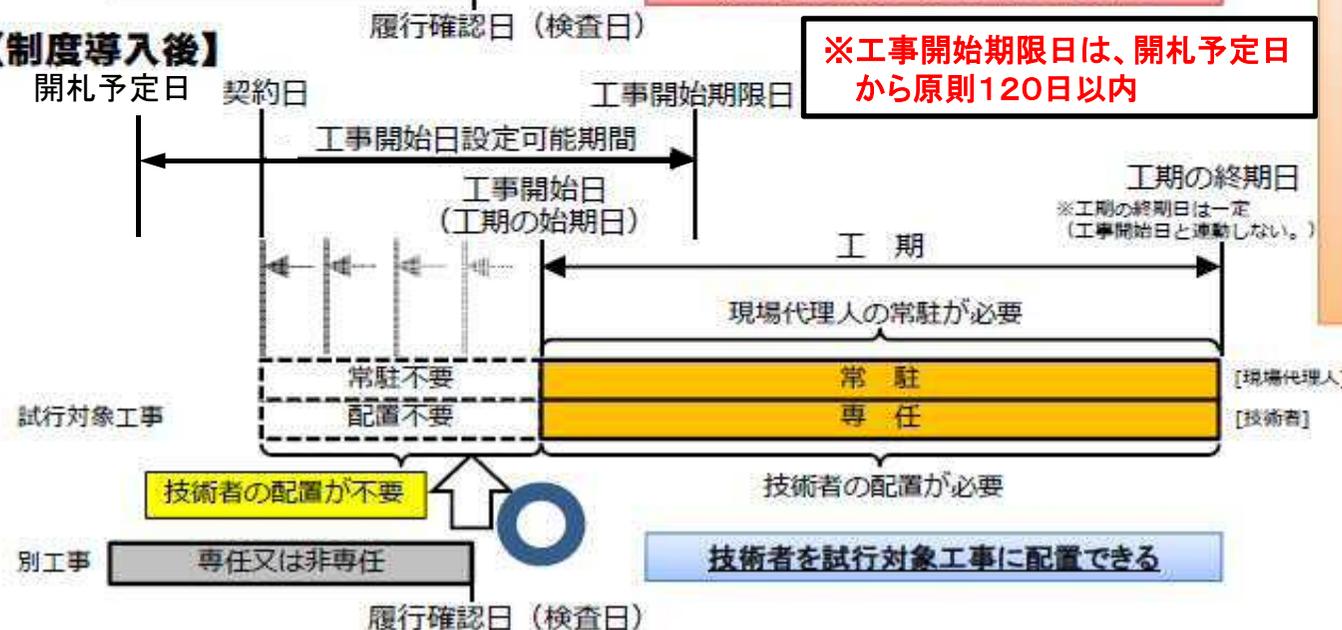
京都府建設交通部指導検査課



【制度導入前】



【制度導入後】



フレックス工期

- ・受注者が一定期間内で工事開始日を選択することができます。
- ・工事開始日までは、技術者の配置が不要となります。
- ・技術者等配置に支障がなければ、契約日の翌日を工事開始日とすることができます。

社会保険加入推進対策

京都府建設交通部指導検査課



1. 目的

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

2. 京都府のこれまでの取組み

- 平成24年8月:公契約大綱に基づき、元下関係適正化指針を策定し、社会保険への加入を規定
施工体制台帳で下請業者の社会保険加入状況を確認し、未加入の場合は元請業者に下請業者の保険加入を指導
- 平成25年7月:一般競争入札への参加要件に社会保険等への加入を追加
- 平成27年4月:入札参加資格要件に社会保険等への加入を追加(元請からの排除の徹底)
- 平成29年7月:元下指針を改正し、下請工事契約時チェックリストに社会保険等に関する加入状況項目を追加
- 平成30年10月:契約書において一次下請けを社会保険等加入企業に限定する項目を追加

※令和2年10月に建設業許可の要件に、社会保険の加入が追加されました。

3. 京都府の令和2年度以降の取組み

(令和2年10月1日以降に公告する工事から適用)

- 契約書において、府発注工事の受注者(工事)に対し、契約締結時に、当該工事に係る法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出を求める項目を追記(令和2年7月1日改正)
- 社会保険等に未加入である建設業者が下請負人になることを全面的に禁止
- 一次下請負人において、社会保険等未加入による契約違反となる場合、指名停止や成績評定の減点を行う

(令和3年4月1日以降に公告する工事から適用)

- 二次以下の下請負人において、社会保険等未加入による契約違反となる場合、指名停止や成績評定の減点を行う

社会保険加入推進対策

京都府建設交通部指導検査課



4. 加入推進のロードマップ

	平成30年度 まで	平成31年度	令和2年度	令和3年度以降
これまでの 取組	<ul style="list-style-type: none"> 元下指針改正(H29.7)※により、元請負人、監督員のチェック強化 ※下請工事契約時チェックリストに、社会保険等に関する加入状況項目を追加 契約書改正(H30.10.1)により、一次下請を社会保険等加入企業に限定 			
下請企業を 社会保険等 加入企業に 限定			全下請を社会保険等加入企業に限定 ※R2.10.1以降入札公告行う案件から適用	
法定福利費 の内訳明示			請負代金内訳書において 法定福利費の内訳明示を義務化 【R2.7.1契約書改正】 ※ R2.10.1以降入札公告行う案件から適用	
ペナルティの 実施			一次下請負人において、 指名停止や成績評定の減点を行う ※ R2.10.1以降入札公告行う案件から適用	
			二次以下の下請負人において、 指名停止や成績評定の減点を行う ※ R3.4.1以降入札公告行う案件から適用	



その他留意事項



工事内訳書作成上の留意点等

京都府建設交通部指導検査課



内訳書調査の厳格化

◎平成24年2月1日以降開札の工事等において工事内訳書調査の厳格化を実施

- ・入札書と合わせて提出する「内訳書」は、適正な価格で入札を行う根拠資料として重要な書類
- ・内訳書は、入札書と同様、発注機関で有効と判断されなければ、その提出した入札書は「無効」

関係法令

○建設業法

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、(略)、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

○京都府工事等競争入札心得

(入札等)

第7条

4 入札者は、(略)、入札に際し、(略)工事費内訳書を必ず持参し、これらを提示しなければならない。ただし、必要と認められる場合においては、内訳書の提出を求めることがある。

工事内訳書作成上の留意点等

京都府建設交通部指導検査課



有効としない内訳書（内訳書の未提出等）

- 内訳の全部又は一部が提出されていない場合
- 内訳書とは無関係な書類が提出された場合
- 他の工事等の内訳書である場合
- 内訳書が白紙である場合
- 内訳書が特定できない場合
- 内訳の記載が全くない場合

【有効としない内訳書の事例】

- ・内訳書の一部が未記載となっている。
- ・附帯工事があるのに、その内訳書が未添付。
- ・対象工事と他工事の内訳書が混ざって提出。
- ・表計算ソフトにおいて、他のシートに他工事の内訳書がある。

工事内訳書作成上の留意点等

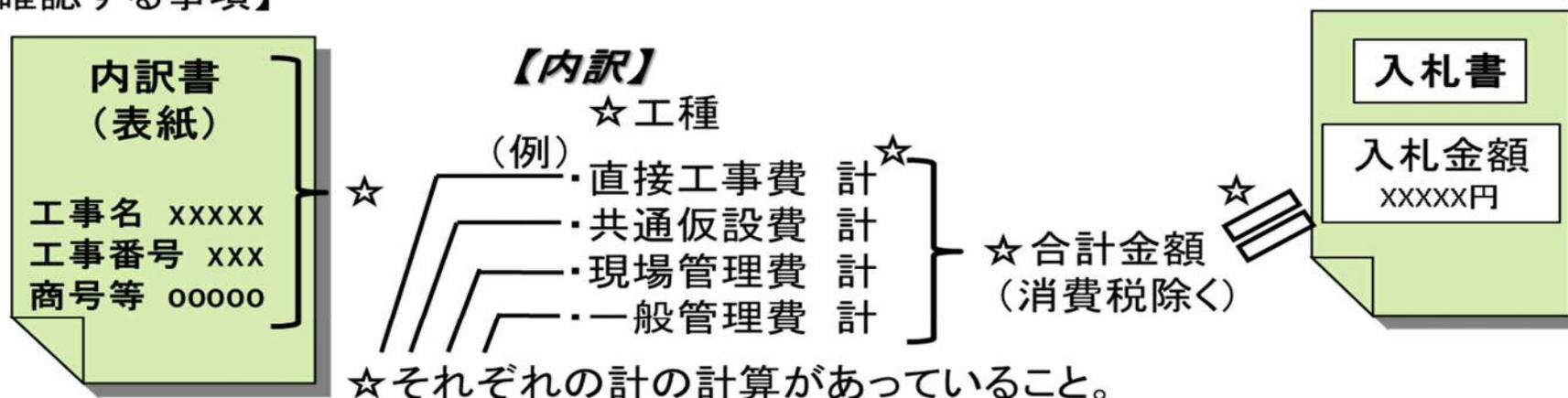
京都府建設交通部指導検査課



有効としない内訳書(内訳書内容の不備)

- 内訳に必要な工種が未記載又は誤りがある場合
- 内訳書の縦計算及び合計額に誤りがある場合
- 入札書記載金額と内訳書の合計額が相違する場合
- 値引きなどマイナス表示が記載されている場合
(スクラップ控除等マイナス計上すべきもの、又は入札書記載金額と一致させるために千円未満の端数进行处理したものは有効とする。)
- 表紙がない場合
- 工事番号又は工事名に誤りがある場合
- 名前又は商号に誤りがある場合

【確認する事項】



【「☆」の事項に間違い等があれば、内訳書は有効としません。】

工事内訳書作成上の留意点等

京都府建設交通部指導検査課



実際に無効となった例

- 内容が不明な値引き
→ 企業努力による値引きにおいても根拠を明確に
(直接工事費から出精値引するのではなく、努力した項目において、値引き後の金額を記載する。)
- 縦計算の誤り
→ エクセルの自動計算ミスが多い。行挿入、削除により計算式が壊れたものを、そのまま添付している。
(検算してから提出する。)
- 必要な工種の未記載
 - 重要構造物の計上漏れ
 - 附帯工事一式の記載漏れ

工事請負契約書のポイント

京都府建設交通部指導検査課



請負契約書に記載すべき内容

建設業法第19条第1項の規定により、契約の内容を明示した適正な契約書の作成が必要

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

令和2年10月1日以降
入札公告を行う案件から適用



健康保険、
厚生年金保険
及び雇用保険
に係る
法定福利費
を明示する

出典：適正な下請契約に向けて
（近畿地方整備局）

工事請負契約書のポイント

京都府建設交通部指導検査課



請負契約書の形態

請負契約書については、次のいずれかの方法により、書面での作成が必要

公共工事・民間工事とも

契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

- 個別契約書
- 注文書・請書 + 基本契約書
- 注文書・請書 + 基本契約約款



建設工事標準請負契約約款の改正

京都府建設交通部指導検査課



民法について、制定以来約120年ぶりに改正が行われ、この改正法は令和2年4月1日から施行されました。

これを踏まえ、中央建設業審議会が作成し、その実施を勧告する建設工事標準請負契約約款についても改正が行われました。

この改正約款については、改正民法同様、令和2年4月1日より施行されました。

建設工事標準請負契約約款 改正概要

○民法の改正内容への対応

1. 譲渡制限特約
2. 契約解除
3. 契約不適合

○建設業法改正への対応

(R2.10.1 施行)

1. 譲渡制限特約(第5条関係)

京都府建設交通部指導検査課



改正約款では、受注者が「前払金や部分払等によってもなおこの工事に必要な資金が不足すること」を疎明したときは、発注者に対し承諾を義務づける一方、受注者には「譲渡により得た資金を当該工事以外に使用してはならないこと」等を義務づけています。

また、特約違反(使途疎明・資金使途違反含む)の場合における発注者の約定解除権が規定されました。

〈現行約款〉

第1項 譲渡制限特約

- ▷ 発注者が承諾した場合を除き、債権譲渡等は禁止

- 前払金や部分払など資金調達円滑化のニーズに対応する制度が既に設けられている。

〈改正約款〉

第1項 譲渡制限特約

- ▷ 発注者が承諾した場合を除き、債権譲渡等は禁止

第3～4項 承諾義務と当該工事使用義務

- ▷ 受注者が前払金や部分払等によってもなお資金不足であることを疎明した場合、特段の理由がある場合を除き、発注者に承諾義務が課される(第3項)
- ▷ 受注者は、債権譲渡により得た資金を当該工事以外へ使用してはならず、また、使途疎明資料を発注者に提出する義務が課される(第4項)

2. 契約解除(第47条、第48条、第49条関係)

京都府建設交通部指導検査課



○発注者の解除権について

改正約款では、解除について「催告解除」と「無催告解除」に分けて規定されました。

【改正約款概要一覧表】

※ 現行約款第47条(発注者の解除権)との比較

(無催告解除については、改正民法第542条(催告によらない解除)との比較を記載)

○催告解除

改正 47条	解除要件(概要)	現行 47条
1号	債権譲渡の用途疎明違反	- ※1
2号	工事未着手	1号
3号	工期内完成不能等	2号
4号	技術者未設置	3号
5号	契約不適合の履行追完なし	- ※2
6号	契約違反	4号

※1 譲渡制限特約にかかる解除

※2 工事完成後(契約不適合責任)の解除

○無催告解除

改正 48条	解除要件(概要)	現行 47条	民法 542条
1号	承諾なしの債権譲渡	- ※1	-
2号	債権譲渡の資金用途違反	- ※1	-
3号	明らかな完成不能	-	1号
4号	契約不適合の追完不能	- ※2	-
5号	受注者の履行拒絶	-	2号
6号	受注者の一部履行不能等	-	3号
7号	特定の履行期限の経過	-	4号
8号	催告による是正見込みのない明らかな履行不能	-	5号
9号	暴力団への債権譲渡	(6号)	-
10号	受注者からの解除の申出	5号	-
11号	暴力団との一定の関係	6号	-

○発注者の解除権行使と受注者の帰責事由について

改正約款では、発注者の解除権の行使に「受注者の帰責事由」が不要となりました。

また、発注者に帰責事由がある場合は、解除不可と規定されました(改正約款第49条)。

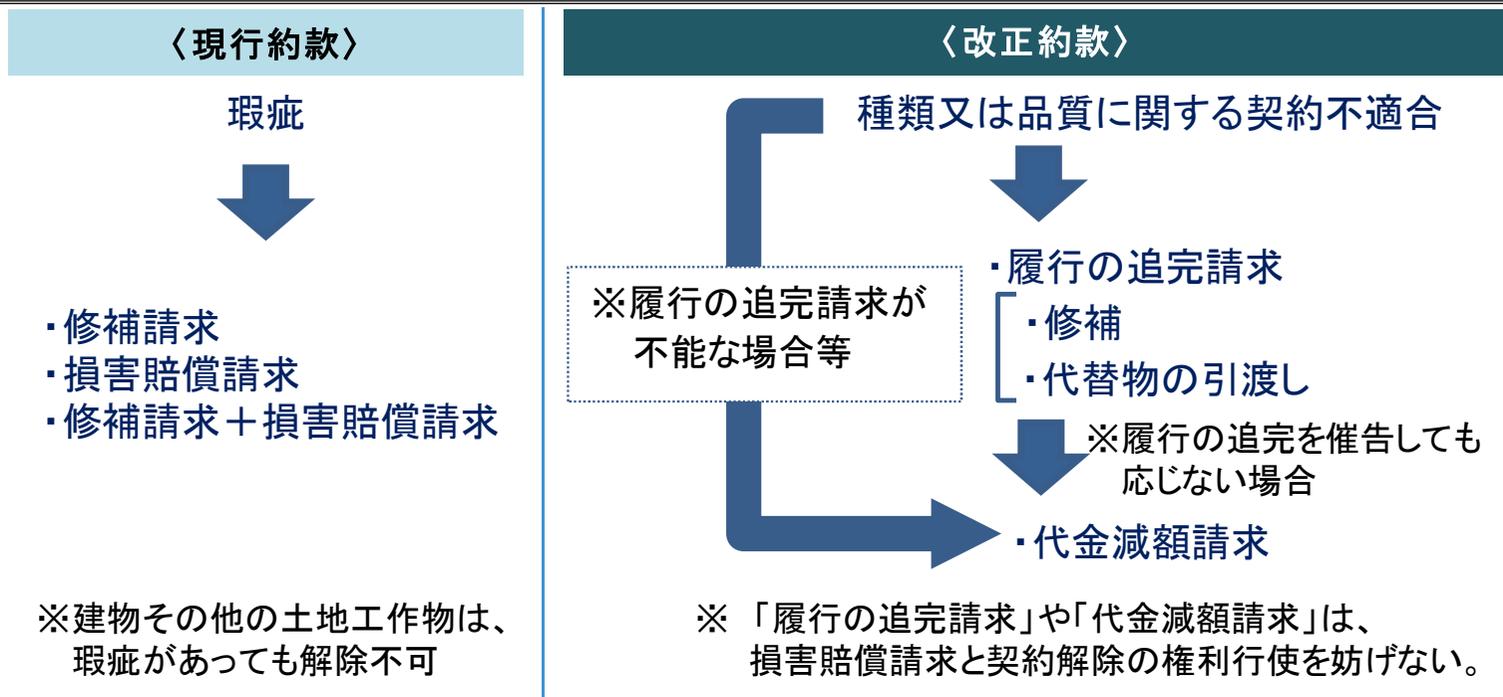
3. 契約不適合(第45条、第57条関係)

京都府建設交通部指導検査課



○契約不適合責任について

改正約款では、「修補又は代替物の引渡しによる履行の追完請求」と「催告しても履行の追完がなされない又は追完不能の場合における代金減額請求」が規定されました。また、「損害賠償請求」や一定の条件において「契約の解除」ができることも規定されました。



(中央建設業審議会総会資料を参考に作成)

○契約不適合責任期間等について

改正約款では、木造とコンクリート造等の区別が廃止されました。また、期間は現行約款と同様、原則2年と規定されました。

建設業法の改正に伴う措置について(R2.10.1 施行)

京都府建設交通部指導検査課

○ 工事を施工しない日・時間帯の契約書への記載(契約書部分関係)

建設業法第19条(契約書に記載すべき事項)に、「工事を施工しない日又は時間帯を定めるときはその内容」が追加されたことを踏まえ、約款の契約書部分に当該事項が追加された。

○ 受注者による監理技術者補佐の選任、通知義務(第10条関係)

今回新たに監理技術者を補佐する者について規定されたところ。現行約款においても監理技術者や主任技術者、専門技術者の名前を発注者に通知することとしており、監理技術者補佐についても、配置する場合はその氏名を通知することと規定された。

○ 著しく短い工期設定の禁止(第21条関係)

改正建設業法において、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことを踏まえ、変更契約においても、変更後の契約が通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間の工期設定を禁止することが規定された。

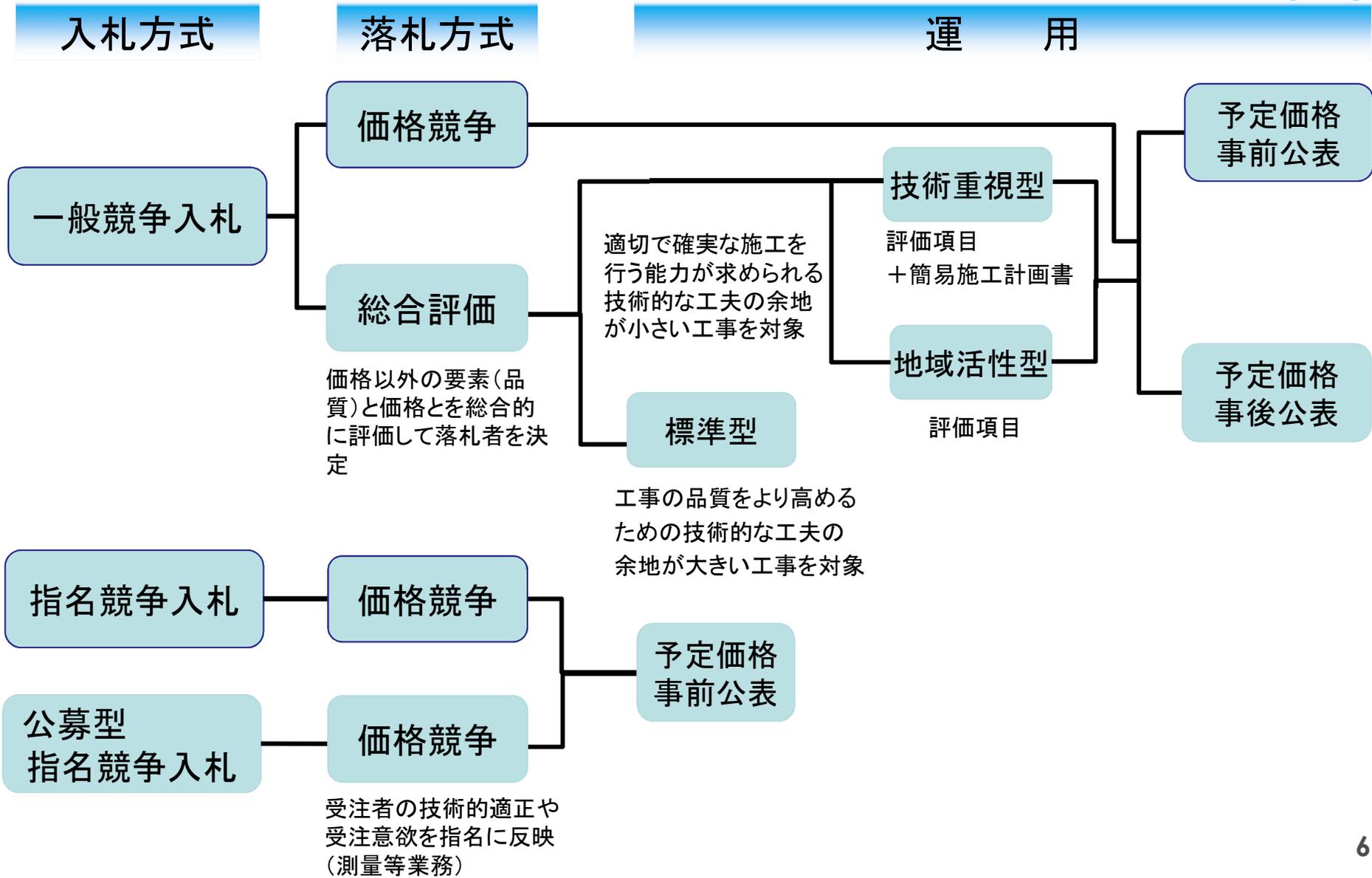


総合評価競争入札制度について



様々な入札方式等

京都府建設交通部指導検査課



総合評価方式

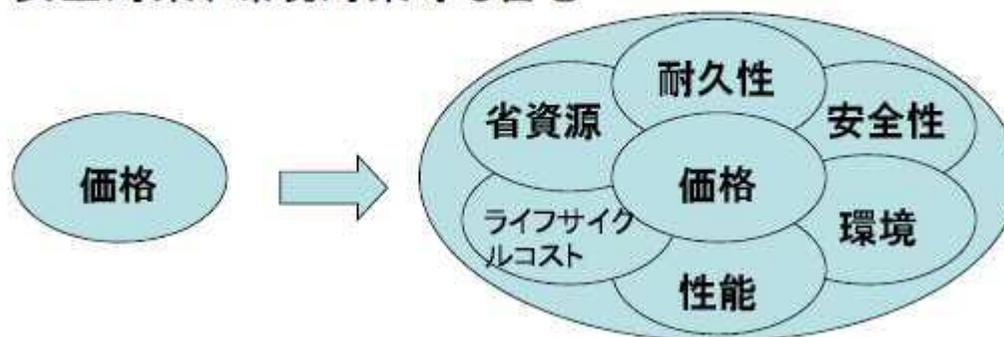


公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)

第3条(基本理念)

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが多いこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

※工事の品質とは、建設される構造物だけでなく、その施工方法や安全対策、環境対策等も含む



予定価格別整理



予定価格 (百万円)	等級区分	入札方式	予定価格 の公表	総合評価方式の場合
45以上	I, S	一般競争	事後公表	技術重視型 (又は地域活性型)
25以上45未満	II		事前公表	地域活性型
10以上25未満	III			地域活性型
10未満	IV以下	指名競争		—

(土木一式工事の場合)

京都府近年の実施状況

京都府建設交通部指導検査課



年度	標準型		簡易型			
			技術重視型		地域活性型	
	件数	参加者	件数	参加者	件数	参加者
H30	2	3.5	22	4.2	149	5.3
R1	2	5.5	22	3.0	147	4.5
R2	3	5.0	24	4.2	166	5.7
R3	1	10.0	16	4.4	173	7.0
R4	3	—	12	7.6	195	7.5

技術提案テーマの例

【品質管理】

- 橋台躯体コンクリートのひび割れ対策に対する配慮
- 擁壁構造物の生コンクリート打設及び養生への配慮
- 流用土を使用した築堤盛土の締固め管理に対する配慮

【安全管理】

- 工事車両が通行する生活道路への安全配慮
- 掘削及び既設ブロック積の取り壊し時における近接建物への安全配慮

総合評価競争入札制度の改正



京都府建設交通部指導検査課

令和4年8月から適用

大規模案件等の技術的な工夫の余地が大きい案件

標準型

予定価格：
概ね4,500万円以上
(簡易な施工計画を求める)

技術重視型

地域活性化型

予定価格：概ね1,000万円以上
(簡易な施工計画を求める場合がある)

スタンダード

若手・女性
チャレンジ

若手・女性技術者を評価

受注機会促進

受注実績のない企業を評価

発注者
指定工事評価

発注者が指定した工事の受注実績を評価

橋梁等発注者
指定工事評価

発注者が指定した橋梁等工事の受注実績を評価

週休2日工事促進

週休2日の取組みを評価

ICT活用工事促進

ICT活用の取組みを評価

企業チャレンジ

他より評価項目が少ないタイプ

企業チャレンジ2

地域に貢献する優良な企業の評価

令和4年1月から適用

総合評価競争入札制度の改正

京都府建設交通部指導検査課



評価項目の選択適用

【見直し内容】（令和2年度以降）

評価項目すべてを必須から選択に変更し、多様な評価を可能としてきた。



それまでの地域活性型もスタンダード型として、引き続き実施している

総合評価競争入札制度の改正

京都府建設交通部指導検査課



改正内容【令和4年1月】

【地域活性型における評価タイプの追加】

- 1 「企業チャレンジ2」の創設

【評価項目などの改正】

- 1 「CCUSの活用」の追加
- 2 施工計画における提案数の制限

【技術重視型の評価項目の改正】

- 1 週休2日、ICT活用及びCCUSの活用の取組や実績を評価項目に追加

総合評価競争入札制度の改正

京都府建設交通部指導検査課



「企業チャレンジ2」の創設

【目的】

同一等級内の下位業者であっても、「技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業」を評価する

【変更点】

- ・ 雇用に関する評価項目などを必須項目から選択項目へ変更
- ・ 「自由枠（チャレンジ枠）」を評価項目に追加

【落札者決定基準（自由枠（チャレンジ枠））】

評価内容	加算点
発注者が指定した取組みの内、2つに取り組む	1.0点
発注者が指定した取組みの内、1つに取り組む	0.5点
発注者が指定した取組みの実施予定はない	0点

※その他の評価項目については、落札決定基準表を参照

総合評価競争入札制度の改正

京都府建設交通部指導検査課



評価項目などの改正 (CCUSの活用)

【目的】

「技能者」の処遇の改善や技能の適正な評価を図ることを目指す「建設キャリアアップシステム (CCUS)」の普及

【変更点】

「建設キャリアアップシステム (CCUS)」への事業者登録及び活用を評価項目に追加

【落札者決定基準】

評価内容	加算点
CCUSへの事業者登録及び活用(当該工事での実施)	1点
CCUSへの事業者登録なし	0点

総合評価競争入札制度の改正

京都府建設交通部指導検査課



評価項目などの改正（施工計画における提案数の制限）

【目的】

施工計画に対して、過度な提案による受注者の負担軽減を図るため、提案数を制限する

【変更点】

施工計画に対し、**提案は最大で3つまで**とする（超過した場合0点）

【落札者決定基準】

評価内容	加算点
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。	2点
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる	1.5点
必要事項の記載が適切である。（共通仕様書程度）	1点
必要事項の記載がないものがある 又は提案数が超過している。	0点
記載がない又は不適	失格

総合評価競争入札制度の改正

京都府建設交通部指導検査課



技術重視型の評価項目の改正

【目的】

建設業界における、働き方改革・生産性向上への取組みやCCUSの普及

【変更点】

技術重視型においても、週休2日、ICT活用及びCCUSの活用の取組みや実績を評価項目に追加

【落札者決定基準（選択項目として追加）】

※3つの評価内容とも地域活性型と共通

評価内容	加算点	評価内容	加算点	評価内容	加算点
4週8休以上を実施	1.0点	5つの施工プロセスを実施	1.0点	CCUSへの事業者登録及び活用（当該工事での実施）	1点
4週6休以上4週8休未満を実施する	0.5点	3つ以上の施工プロセスを実施する	0.5点	CCUSへの事業者登録なし	0点
実施しない又は過去に加点されたが取り組まなかったもの	0点	実施しない又は過去に加点されたが取り組まなかったもの	0点		

総合評価競争入札制度の改正

京都府建設交通部指導検査課



加算点評価項目		配点	技術重視	地域活性							
				スタンダード	若手・女性	受注機会	発注者指定	週休2日	ICT活用	企業チャレンジ1	企業チャレンジ2
施工計画	品質管理	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	施工管理・安全管理等	2(4)	○	△	△	△	△	△	△	○	△
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点	1	○	○	-	○	-	△	△	-	-
	技術者の継続教育(CPD)	0.8	○	○	-	○	-	△	△	-	-
	若手又は女性技術者の配置	1	-	-	○	-	-	-	-	-	-
建設機械保有	経営事項審査において加算対象となる建設機械の保有状況	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰	1	○	○	-	△	△	△	△	-	-
働き方改革への取組	週休2日工事の取組・実績	1	△	-	-	-	-	○	-	-	△
生産性向上への取組	ICT活用工事の取組・実績	1	△	-	-	-	-	-	○	-	△
地域調達・雇用	府内企業の下請	施工体制における府内企業の下請の状況	3	○	○	○	○	○	○	○	○
	府内資材調達	指定資材の府内調達の状況	1	○	○	○	○	○	○	○	○
	雇用	「技術職員数」の維持	0.5	○	○	○	○	○	○	○	△
		各業種毎に雇用している「技術職員数」	0.5	○	○	○	○	○	○	○	△
	CCUSの活用	CCUSへの事業者登録及び活用	1	△	△	△	△	△	△	△	△
地域への貢献	地域維持業務の実績	冬期維持管理部門(除雪等業務委託)又は維持修繕部門(小修繕工事)の実績	1	△	△	△	△	△	△	-	-
	災害協定の締結	工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員	0.5	△	△	△	△	△	△	△	△
	災害協定の有無	災害協定の締結の有無	0.5	△	△	△	△	△	△	△	△
	発注者指定工事の受注実績	過去2年間における発注者指定工事の受注実績	1	-	-	-	○	-	-	-	-
その他	緊急時の現場対応	主たる営業所の所在地	1	△	△	△	△	△	△	△	△
	受注実績	発注年度の4月1日から公告日までの受注実績	1	-	-	-	○	-	-	-	△
	自由枠(チャレンジ枠)	発注者が提示する内容への取組み	1	-	-	-	-	-	-	-	△
合計(最大)			14.8	14.3	12.5	14.8	13.5	14.8	14.8	10.5	14.5
合計(最小)			12.8	8.8	8	8.8	8	8	8	8	8

表：落札者決定基準表

※着色部は、今回改正点

総合評価競争入札制度の改正

京都府建設交通部指導検査課



改正内容【令和4年8月】

- 1 落札者決定基準に関すること
 - ・ 橋梁工事等の不調・不落の対策について

- 2 評価項目に関すること
 - ・ 短期間での集中的な受注の対策について
(品質確保と働きやすい環境確保の推進)

 - ・ 専任を要しない工事における配置予定技術者の評価について

- 3 その他

総合評価競争入札制度の改正

京都府建設交通部指導検査課



橋梁工事等における不調・不落対策

【現状と課題】

京都府の橋梁上部工等において、入札不調が多発し、4回入札不調となっている事例も発生。

京都府のインフラを適正に保全していくことができない状態が、既に発生している。

【対応策】

入札の不調・不落に陥りやすい橋梁工事等にインセンティブを付与することで入札意欲を向上させ、不調・不落の解消の向上を図る。

- 入札の不調・不落に陥りやすい橋梁工事等をあらかじめ発注者が指定し、その工事を完成させた者に実績証明書を発行
- 実績証明書が評価値に加味される「橋梁等発注者指定工事評価タイプ」を創設し、入札の集中が見込まれる工事で適用

総合評価競争入札制度の改正

京都府建設交通部指導検査課



短期間での集中的な受注の対策について

【目的】

短期間での複数受注による業務集中によって引き起こされる品質低下の恐れが少なく、働きやすい環境の確保が期待できる企業の評価

【評価項目（案）】

短期間における受注実績のない者	
評価内容	加算点
短期間に同一の発注エリアで開札された工事の受注実績が0件の者	0.0001点
上記以外の者	0点

※ くじ引きによる集中受注を回避するため、入札価格や他の加算点へ影響を与えない加算点を設定

総合評価競争入札制度の改正

京都府建設交通部指導検査課



専任を要しない工事における配置予定技術者の評価について

【課題】

- (1) 加算点の高い配置予定技術者により複数工事の総合評価競争入札に応札することができるため、特定の企業が有利になる。
- (2) 一人の技術者が複数の工事の技術者となることにより、特定の技術者への業務集中や、これによる工事の品質低下が懸念される。

【対応策】

- 配置予定技術者が複数の工事に従事する場合は、従事している工事数に応じ、加算点を減点する。

【評価の方法（減点方法）】

- ◆加算点 + { (-0.1) × 従事している工事の件数 }

【事例】

- ・ 同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点 : 80点以上（加算点1.0点）
- ・ 配置予定技術者が従事している工事の件数 : 2件
 - 1.0点 + { (-0.1点) × 2件 } = 0.8点

総合評価競争入札制度の改正



京都府建設交通部指導検査課

その他

評価項目		配	
施工計画	品質管理		
	施工管理・安全管理等	20	
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点（所有する国家資格※2）	0	
	技術者の継続教育（CPD）		
	若手又は女性技術者の配置		
建設機械保有	経営事項審査において加点対象となる建設機械の保有状況		
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰		
働き方改革への取組	週休2日工事の取組・実績		
生産性向上への取組	ICT活用工事の取組・実績		
地域調達・雇用	府内企業の下請	施工体制における府内企業の下請の状況	
	府内資材調達	指定資材の府内調達の状況	
	雇用	「技術職員数」の維持	0
		各業種毎に雇用している「技術職員数」	0
CCUSの活用	CCUSへの事業者登録及び活用		
地域への貢献	地域維持業務の実績	冬期維持管理部門（除雪等業務委託）又は維持修繕部門（小修繕工事）の実績	
	災害協定の締結	工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員	
	災害協定の有無	災害協定の締結の有無	
	発注者指定工事の受注実績	発注者指定工事の受注実績	
その他	発注者指定工事の企業としての成績	発注者指定工事の企業としての最高評点	
	緊急時の現場対応	主たる営業所の所在地（従たる営業所でも可）※1	
	受注実績	発注年度の4月1日から公告日までの受注実績	
	短期間の集中受注	短期間における受注実績がない者	
	自由枠（チャレンジ枠）	発注者が提示する内容への取組み	
合計（最大） ※上限15点		20.3**	
合計（最小） ※下限8点		12.8	

【修正点】

①橋梁等発注者指定工事評価タイプでは、緊急時の現場対応の評価項目において、主たる営業所その他、従たる営業所も評価できるものとして評価範囲を拡大

②企業チャレンジ・企業チャレンジ2タイプでは、配置予定技術者の評価項目において、一定の条件下で（所有する国家資格）の評価内容を選択できるように変更

③ 企業チャレンジ・企業チャレンジ2タイプでは、建設機械保有の評価項目を必須項目から選択項目に変更

発注者指定工事評価	橋梁等発注者指定工事評価	地域活性型				企業チャレンジ2					
		週休2日	ICT活用	企業チャレンジ1	企業チャレンジ2						
-	△	-	-	-	-						
△	△	△	△	○	△						
-	○	△	△	△※2	△※2						
-	○	△	△	-	-						
-	△	-	-	-	-						
○	-	○	○	△	△						
△	-	△	△	-	-						
-	△	○	-	-	△						
-	△	-	○	-	△						
○	○	○	○	○	○						
○	○	○	○	○	○						
○	-	○	○	○	△						
○	-	○	○	○	△						
△	△	△	△	△	△						
△	-	△	△	-	-						
△	-	△	△	△	△						
○	○	-	-	-	-						
-	○	-	-	-	-						
△	△※1	△	△	△	△						
-	-	-	-	-	△						
△	-	△	△	△	△						
合計（最大） ※上限15点		20.3**	14.3001	12.5001	15.3**	13.5001	16.8**	15.3001**	15.3001**	11.5001	15.5001**
合計（最小） ※下限8点		12.8	8.8	7**	8.8	7**	7.8**	7**	7**	7**	4**

評価内容を担保するための措置

京都府建設交通部指導検査課



◆入札時の加算点と実際(工事施工時)の加算点が異なる場合、工事成績評定を減点する場合がある。

【加算点が異なる場合(例)】

- 技術提案の内容の一部不履行
- 技術者の変更
- 下請業者、指定資材(府内→府外)の変更

【入札公告(例)】

配置予定技術者の変更に伴う技術者の工事成績及びCPDの取得単位数の相違、**週休2日工事促進型の場合に、週休2日工事に取り組むものとして加算点の対象となっていたにも関わらず取り組まなかった場合**、「施工上の課題に係る技術的所見」、「府内企業の下請状況について」及び「指定資材の府内調達状況について」に記載した内容が、受注者の責めにより満足できない場合は、技術提案の達成度合いに応じた申請点の再計算を行い、提案項目の不履行として、次式により落札時の加算点との差に応じて、本工事に係る工事成績評定点の減点を行うものとする。

減点値 = 8点 × (α - β) / α (小数点以下第2位四捨五入小数第1位止)

α : 当初の加算点

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点

ただし、「府内企業の下請状況について」の評価については、 $0 < \alpha - \beta \leq 0.3$ の場合は減点を行わない。

さらに詳しくご覧になりたいときは

京都府建設交通部指導検査課



総合評価競争入札ガイドライン（令和5年6月）

https://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/nyukeiseido/documents/guideline_202306.pdf

[京都府トップページ](#) > [産業・雇用](#) > [入札情報](#) > [入札契約制度](#) > 総合評価競争入札
でご覧になれます。

資料提出時のお願い

京都府建設交通部指導検査課



資料提出時の留意事項

○入札公告、ガイドラインを熟読の上、過不足なく(不要な資料を提出しない)、提出して下さい。

- ・CPD:入札日と同一年度発行の学習履歴証明と明細書
- ・技術者:配置されたことが分かる最小限の資料(契約書、図面)

資料提出時のお願い

○電子入札システムでの資料提出する場合、各資料を1つのPDFファイルに統合し、提出して下さい(容量が大きくなる場合は、複数のファイルとなっても構いません)。



お わ り